

総務委員会資料

教 育 委 員 会

令和8年10月1日・2日

1 条例案

- 第112号議案 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例 …… P 1

2 一般事件案

- 第120号議案 財産の取得について …… P 2

3 予算案

- 第93号議案 令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）〔関係分〕 …… P 3

4 報告事項

- (1) 障がい者雇用の状況について …… P 6
- (2) こども性暴力防止法施行への対応について …… P 7
- (3) 令和9年度県立高等学校の入学定員について …… P 9
- (4) 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の
追加公募について …… P 13
- (5) 教職員の働き方改革の進捗状況について …… P 14
- (6) 令和9年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について …… P 19
- (7) 令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について …… P 21
- (8) 特別支援学校給食費の単価改定について …… P 41
- (9) 部活動の遠征における移動の安全確保について …… P 42

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院規則の改正を踏まえ、災害応急業務等に従事する県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当の額について、国家公務員の取扱いに準じて所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

災害応急業務等従事手当の額の改定

業務内容	手当額（日額）	
	改正前	改正後
(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるものに従事したとき。	1,080円 を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額	1,440円 を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額
(2) (1)の業務に準ずるものと教育委員会が認める作業に従事したとき。		

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

財産の取得（島根県立学校教職員用端末）について

1 取得財産の内容等

- (1) 取得の内容 島根県立学校教職員用端末 一式
- (2) 取得の目的 島根県立学校における教職員用端末の整備
- (3) 取得の方法 購入（一般競争入札）
- (4) 取得金額 1,489,450,490 円
- (5) 取得の相手方 松江市西嫁島三丁目2番13号
株式会社えすみ松江営業所
所長 山西 政則

2 取得の理由

- ・ 県立学校の教職員が授業や教材作成等に活用する端末について、今年度中に保守期限の満了を迎えるため、その更新を行うもの
- ・ また、クラウド型校務支援システムの導入に伴い、校務上必要となる教職員へ端末を追加整備するもの

3 仕様の概要

- (1) 形 状 コンバーチブル型パソコン（タッチパネルを搭載し、ディスプレイが360度回転するノートパソコンとタブレットの二形態の活用が可能）
- (2) 台 数 2,997 台
- (3) 納入期限 令和8年10月31日

令和8年度9月補正予算案（9月9日上程分）の概要について （教育委員会）

令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）

1 補正予算の概要

（単位：千円）

課 名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	74,084,671	60,056,643	△ 1,203,509	△ 958,685	72,881,162	59,097,958
給与費	73,833,364	59,805,336	△ 1,226,377	△ 981,553	72,606,987	58,823,783
給与費以外	251,307	251,307	22,868	22,868	274,175	274,175
教育施設課	1,717,834	1,412,149	61,058	11,658	1,778,892	1,423,807
学校企画課	6,797,354	4,618,293	1,106,564	1,106,564	7,903,918	5,724,857
学校教育課	7,439,335	872,031			7,439,335	872,031
教育連携推進課	4,394,397	893,885			4,394,397	893,885
特別支援教育課	1,611,357	1,351,916			1,611,357	1,351,916
保健体育課	2,235,696	1,306,339			2,235,696	1,306,339
社会教育課	516,361	473,416			516,361	473,416
人権同和教育課	88,468	71,293			88,468	71,293
文化財課	1,383,854	771,672			1,383,854	771,672
福利課	260,168	214,607			260,168	214,607
合計	100,529,495	72,042,244	△ 35,887	159,537	100,493,608	72,201,781

※給与費は全額総務課で計上

2 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
総務課		74,084,671	△ 1,203,509	72,881,162	△ 244,824	0	0	0	0	△ 958,685
	1 職員給与費	73,833,364	△ 1,226,377	72,606,987	一般職 8,192人 → 7,962人 (△230人)					
	2 教育委員会人事管理費	18,227	22,868	41,095	教育委員会事務局の指導主事等の欠員状況に対応するため、会計年度任用職員を配置					
教育施設課		1,717,834	61,058	1,778,892	0	0	0	49,400	0	11,658
	1 学校施設バリアフリー化事業費	0	43,671	43,671	合理的配慮が必要な生徒の在籍に伴い、県立高校にエレベーターを整備					
	2 特別支援学校校舎等整備事業費	272,406	17,387	289,793	松江養護学校川津校舎の児童生徒数の増加を踏まえ、必要な教育環境を確保するため教室等の整備、プライバシーを確保するためトイレ扉の改修					
学校企画課		6,797,354	1,106,564	7,903,918	0	0	0	0	0	1,106,564
	1 教職員総務費（小学校）	377,948	512,709	890,657	教員の欠員状況に対応するため、教員の負担軽減を図る非常勤講師を配置					
	2 教職員総務費（中学校）	276,034	209,993	486,027						
	3 地域人材を活用した指導力等向上事業費	1,031,895	368,946	1,400,841	教員の欠員状況に対応するため、教員の負担軽減を図るスクール・サポート・スタッフを配置					
	4 教職員人事管理事務事業費	4,369	14,916	19,285	【別紙】 こども性暴力防止法の施行に伴い、学校等で子どもと接する業務に従事する職員等の犯罪事実確認に必要な情報を一括して管理するシステムを導入					

3 債務負担行為

[追加分]

(単位：千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額	課 名
1	学校施設バリアフリー化事業費	令和9年度	65,507	教育施設課

こども性暴力防止法施行に伴う管理システムの構築

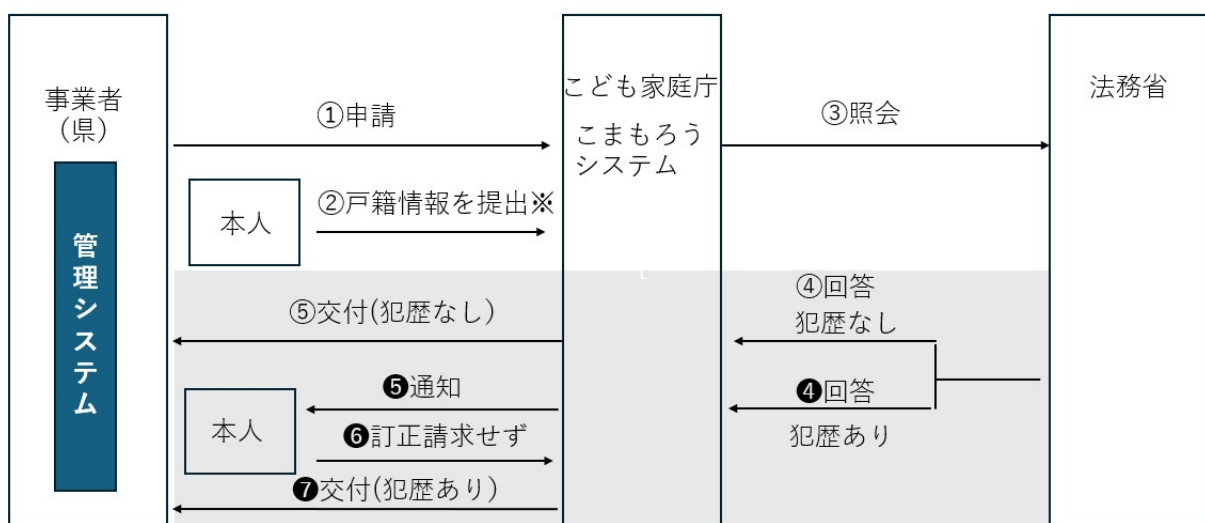
1 概要

- ・ 教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため「学校設置者等及び民間教育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」（通称：こども性暴力防止法）が令和6年6月に成立
- ・ 法律で定められている取組は、令和8年12月25日に施行
- ・ 制度趣旨は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けること
- ・ 制度対象は、事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定
- ・ 対象事業者は、法律で定める措置を必ず実施しなければならない「学校設置者等」と、認定事業者（認定は任意）の対象となる「民間教育保育事業者」

2 事業内容（法施行対応に向けて）

- ・ 法施行後は、事業者は、子どもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴（特定性犯罪前科）の確認が必要となる。
- ・ 県立、市町村立学校の教員等は、5年に1回犯罪事実確認を必ず行わなければならない。
- ・ 法施行後、犯罪事実確認の対象者の漏れを防ぎ、人事異動や期限等を適切に管理する必要がある。そのためには、現在管理している人事情報と一元的に管理できるシステムが必要

（参考）管理システムイメージ



※マイナンバーカードをスマホにかざして登録（マイナンバーカードがない場合は戸籍の取得が必要）

障がい者雇用の状況について

1 制度概要

障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務付け

2 教育委員会における障がい者雇用率の状況（令和8年6月分・島根労働局報告数値）

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（％）	不足数（人）	法定雇用率（％）
R元年度	5,730.5	144.5	2.52	—	2.40
R2年度	6,607.0	155.5	2.35	2.5	2.40
R3年度	6,618.0	158.0	2.39	7.0	2.50
R4年度	6,612.0	162.0	2.45	3.0	2.50
R5年度	6,618.5	164.0	2.48	1.0	2.50
R6年度	6,681.5	168.0	2.51	12.0	2.70
R7年度	7,526.0	187.0	2.48	16.0	2.70
R8年度	7,556.5	184.0	2.43	20.0	2.70
増減(R8-R7)	+30.5	△3.0	△0.05	+4.0	—

- ・ 職員数等は障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる
- ・ 毎年6月1日現在の状況を国に報告
- ・ 法定雇用率は令和6年4月1日付けで2.50%から2.70%に引上げ
- ・ 令和7年4月の除外率引下げ（25%→15%）に伴い算定の基礎となる職員数が増加

（※）主な変動理由（令和7年6月以降）

- ・ 正規職員：退職、他任命権者への異動により8人分減（実人数：6人減）
- ・ 非正規職員：ワークセンタースタッフの採用等により5人分増（実人数：3人増）

3 採用試験の実施状況

令和8年5月以降 障がい者を対象とした公立学校教員採用試験の実施
 11月上旬 障がい者を対象とした市町村立学校（小・中・義務教育学校）事務職員採用試験の実施
 随時 ワークセンター支援員及び障がい者を対象とした会計年度任用職員（ワークセンター勤務）の募集

4 今後の取組等

- ・ 教員採用試験における障がい者枠の設定、障がい者を対象とした市町村立学校事務職員の採用試験等の実施により、引き続き障がいのある正規教職員の任用を進めていく。
- ・ 障がいのある教職員が働きやすく、やりがいを感じることでできる職場づくりや、ワークセンターの支援体制の充実を図るとともに、ワークセンターの規模拡大についても検討し、障がいのある教職員の任用をより積極的に進めていく。
- ・ 知事部局と連携し、障がいのある職員に担ってもらふ職務の選定・創出、作業の集約化、支援事例の共有などを図っていく。

こども性暴力防止法施行への対応について

1 概要

(1) こども性暴力防止法の施行

- ・ 教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」（通称：こども性暴力防止法）が令和6年6月に成立
- ・ 法律で定められている取組は、令和8年12月25日に施行
- ・ 制度趣旨は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けること
- ・ 制度対象は、事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定
- ・ 対象事業者は、法律で定める措置を必ず実施しなければならない「学校設置者等」と、認定事業者（認定は任意）の対象となる「民間教育保育等事業者」

(2) 法施行による対応

① 安全確保措置（犯罪事実確認）

- ・ 事業者は、子どもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴（特定性犯罪前科）の確認が必要

② 安全確保措置（犯罪事実確認以外）

ア 日ごろから講ずべき措置、性暴力等を把握するための措置

- ・ 服務規律等のルール作り、保護者・児童等への周知・啓発
- ・ 従事者への研修の実施
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等） 等

イ 被害が疑われる場合の対応

- ・ 従事者による性暴力が疑われるときは、その事実の有無と内容について調査の実施
- ・ 従事者による性暴力が行われたと認めるときは、被害児童生徒の保護・支援

ウ 防止措置

- ・ 特定性犯罪前科がある場合や、性暴力等が行われるおそれがあると認められる場合、防止措置（教育業務に従事させないなど）を講じることが必要

2 犯罪事実確認の実施

(1) 対象となる職種

- ① 義務対象（法律で定める措置を必ず実施しなければならない事業者）
 - ・ 職種全体が対象になるもの：教員、スクールカウンセラー、部活動指導員、実習船員など
 - ・ 一部が対象になり得るもの：事務職員、スクールソーシャルワーカー、支援員など
- ② 認定対象（国に申請し、認定を受けて法律で定める措置を実施する事業者）
 - ・ 職種全体が対象になるもの：指導員・講師（学習塾・社会教育施設等）など
 - ・ 一部が対象になり得るもの：受付業務員、警備員、公民館主事、司書など

(2) 対象所属

対象施設	
①義務対象	【知事部局】 児童相談所、わかたけ学園 【教育委員会】 県立高等学校、特別支援学校 市町村立小・中学校（県費負担教職員）
②認定対象	【知事部局】 高等技術校 【教育委員会】 図書館、青少年の家、少年自然の家、教育センター

(3) 犯罪事実確認の期限

- ① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始までに確認
- ② 義務対象事業の現職者（施行時現職者）：法施行から3年以内に確認
 - 【知事部局】 R9.4月以降で、国が確認月を割当
 - 【教育委員会】 R9.4～R11.6月まで（27か月）の間で、分割して1か月ごとに割当
- ③ 認定対象事業の現職者：認定から1年以内に確認
- ④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認

3 法施行までのスケジュール

- ・ 令和8年9～10月 制度開始についての県立学校等関係機関への周知
- ・ 令和8年10月 【教育委員会】 施行時現職者の分散申請の方法の決定、人数を国へ報告
- ・ 令和8年11月 県民向け普及広報の実施
- ・ 令和8年12月 国システム（こまもろうシステム）稼働に向けた準備
- ・ 令和8年12月25日 国システム（こまもろうシステム）稼働

※順次、2(3)の犯罪事実確認の期限までに犯罪事実確認を実施

令和9年度県立高等学校の入学定員について

1 定員設定の方針

- 令和9年3月の県内中学校卒業予定者（義務教育学校を含む。以下同じ。）は、令和8年3月と比べて県全体で4名増加すると見込まれる。
- 各地域の中学校卒業予定者数の増減や近年の定員充足状況等を踏まえ、県立高校において入学定員の増減は行わない。

区 分		令和8年度	令和9年度	増 減
全日制	学級数	124	124	±0
	入学定員	4,843	4,843	±0
定時制	学級数	9	9	±0
	入学定員	360	360	±0
通信制	学校数	2	2	±0
	入学定員	400	400	±0
専攻科	学級数	2	2	±0
	入学定員	20	20	±0

2 入学定員の増減がある高校

該当校なし

3 学科改編等を行う高校

全日制	松江北高校	単位制を導入する ※令和9年度入学生より年次進行
-----	-------	-----------------------------

4 令和9年度県立高等学校入学定員

全 日 制 課 程											
学校名	学 科	学級数	入学定員	1学級人数	備 考	学校名	学 科	学級数	入学定員	1学級人数	備 考
安 来	普 通	4	160	40		大 社	普 通	5	200	40	
情報科学	情報処理	1	120	40			体 育	1	40	40	
	マルチメディア	1		40			計	6	240		
	情報システム	1		40			普 通	3	120	40	
	計	3		120		理 数	1	40	40		
松 江 北	普 通	5	200	40		大 田	計	4	160		
	理 数	1	40	40	邇 摩		総合学科	3	120	40	
	計	6	240		島根中央		普 通	3	105	35	
松 江 南	普 通	5	200	40		矢 上	普 通	2	72	36	
	探究科学	1	40	40	産業技術		1	36	36		
	計	6	240		計		3	108			
松 江 東	普 通	5	200	40		江 津	普 通	2	80	40	
松江工業	機 械	1	40	40		江津工業	機械・ロボット	1	40	40	
	電子機械	1	40	40	建築・電気		1	40	40		
	電気電子工学	1	40	40	計		2	80			
	情報クリエイター学	1	40	40	浜 田		普 通	4	160	40	
	建築都市工学	1	40	40		理 数	1	40	40		
	計	5	200			計	5	200			
	松江商業	商 業	3	200	40		浜田商業	商 業	1	80	40
国際ビジネス		1	40		情報処理	1		40			
情報処理		1	40		計	2		80			
計		5	200		浜田水産	海洋技術	1	40	40		
松江農林	生物生産	1	40	40		食品流通	1	40	40		
	環境土木	1	40	40		計	2	80			
	総合学科	2	80	40	益 田	普 通	3	120	40		
	計	4	160			理 数	1	40	40		
大 東	普 通	3	90	30			計	4	160		
横 田	普 通	3	90	30		益田翔陽	電子機械	1	40	40	
三 刀 屋	総合学科	4	160	40			電 気	1	40	40	
	掛合	普 通	1	40	40		生物環境工学	1	40	40	
飯 南	普 通	2	80	40			総合学科	1	40	40	
平 田	普 通	4	160	40			計	4	160		
出 雲	普 通	6	240	40		吉 賀	普 通	1	40	40	
	理 数	1	40	40		津 和 野	未来共創	2	80	40	
	計	7	280			隠 岐	普 通	2	60	30	
出雲工業	機 械	1	40	40			商 業	1	30	30	
	電 気	1	40	40			計	3	90		
	電子機械	1	40	40	隠岐島前	普 通	1	80	40		
	建 築	1	40	40		地域共創	1		40	40	
	計	4	160			計	2	80			
出雲商業	商 業	3	120	40		隠岐水産	海洋システム	1	40	40	
	情報処理	1	40	40	海洋生産		1	40	40		
	計	4	160		計		2	80			
出雲農林	植物科学	1	40	40		合 計		124	4,843		
	環境科学	1	40	40							
	食品科学	1	40	40							
	動物科学	1	40	40							
	計	4	160								

定 時 制 課 程					
学校名	学科(部)	学級数	入学定員	1学級人数	備 考
松江工業	機 械	1	40	40	夜間部
	電 気	1	40	40	
	建 築	1	40	40	
	計	3	120		
宍 道	普通(午前部)	2	80	40	昼夜間三部
	普通(午後部)	1	40	40	
	普通(夜間部)	1	40	40	
	計	4	160		
浜 田	普通(昼間部)	1	40	40	昼夜間二部
	普通(夜間部)	1	40	40	
	計	2	80		
合 計		9	360		

通 信 制 課 程			
学校名	学 科	入学定員	備 考
宍 道	普 通	300	後期入学を含む
浜 田	普 通	100	後期入学を含む
合 計		400	

専 攻 科					
学校名	学 科	学級数	入学定員	1学級人数	備 考
浜田水産	漁業・機関	1	10	10	
隠岐水産	漁業・機関	1	10	10	
合 計		2	20		

【参考1】 令和9年度松江市立高等学校入学定員

全 日 制 課 程					
学校名	学 科	学級数	入学定員	1学級人数	備 考
皆美が丘女子	普 通	3	90	30	
合 計		3	90		

【参考2】 令和9年度私立高等学校募集定員

全 日 制 課 程		
学校名	学 科	募集定員
開 星	普 通	270
	計	270
立正大学淞南	普 通	130
	計	130
松徳学院	普 通	150
	計	150
松江西	普 通	80
	計	80
出雲北陵	普 通	178
	計	178
出雲西	普 通	178
	計	178
石見智翠館	普 通	200
	計	200
キリスト教愛真	普 通	28
	計	28
明 誠	普 通	160
	福 祉	40
	計	200
益田東	普 通	200
	計	200
合 計		1,614

※全募集単位において前年度から増減なし

通 信 制 課 程		
学校名	学 科	募集定員
立正大淞南	普 通	80
	計	80
明 誠	普 通	420
	計	420
合 計		500

※全募集単位において前年度から増減なし

市郡別中学校等在籍者数(R8. 5. 1現在)

別紙

R6. 3～R8. 3は中学校等卒業者実数

	高 3	高 2	高 1	中 3	中 2	中 1
中学校等卒業年	R6.3	R7.3	R8.3	R9.3	R10.3	R11.3
安来市	305	313	326	279	291	265
前年差	△ 19	8	13	△ 47	12	△ 26
松江市	1,816	1,886	1,797	1,829	1,816	1,804
前年差	△ 74	70	△ 89	32	△ 13	△ 12
雲南市	302	311	270	306	271	287
前年差	△ 11	9	△ 41	36	△ 35	16
飯石郡飯南町	41	28	36	36	27	35
前年差	7	△ 13	8	0	△ 9	8
仁多郡奥出雲町	92	82	83	78	80	79
前年差	1	△ 10	1	△ 5	2	△ 1
出雲市	1,620	1,552	1,655	1,615	1,628	1,616
前年差	△ 1	△ 68	103	△ 40	13	△ 12
大田市	254	262	266	265	250	242
前年差	△ 22	8	4	△ 1	△ 15	△ 8
邑智郡	151	125	145	124	132	123
前年差	13	△ 26	20	△ 21	8	△ 9
川本町	22	17	19	23	18	22
美郷町	33	37	44	29	35	25
邑南町	96	71	82	72	79	76
江津市	143	166	146	169	159	163
前年差	△ 37	23	△ 20	23	△ 10	4
浜田市	408	397	423	400	372	371
前年差	△ 2	△ 11	26	△ 23	△ 28	△ 1
益田市	394	403	361	391	391	351
前年差	△ 2	9	△ 42	30	0	△ 40
鹿足郡	90	77	71	71	85	66
前年差	△ 5	△ 13	△ 6	0	14	△ 19
津和野町	38	49	42	39	50	37
吉賀町	52	28	29	32	35	29
隠岐の島町	105	108	98	98	113	110
前年差	△ 1	3	△ 10	0	15	△ 3
島前3町村	36	39	29	49	32	47
前年差	△ 8	3	△ 10	20	△ 17	15
県内合計	5,757	5,749	5,706	5,710	5,647	5,559
前年差	△ 161	△ 8	△ 43	4	△ 63	△ 88

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の 追加公募について

1 追加公募の概要

- (1) 当初公募において不採択となった類型のみ応募可能（本県の場合、類型1：江津地域における新設校のみ）
- (2) 審査結果における所見等において、改善を要する点として指摘された内容を踏まえ、当初公募時に提出した全ての様式を修正した上で、修正内容を説明する補足資料として、修正箇所整理表（指定様式）を作成し、提出
- (3) 追加公募に係るスケジュール
申請期限 令和8年9月11日12時 必着 → 期限内に提出済
採択発表 令和8年10月下旬頃

2 当初公募の採択結果において「改善を要する点」とされた主な内容

- (1) 育成しようとする人材の資質・能力が不明確
地域産業界のニーズなどを踏まえた上で、どのような資質・能力をもった人材を育成しようとしているか不明確である。
- (2) 資質・能力を育むために必要な授業科目やカリキュラムが不明確
取組内容が科目・カリキュラムにまで落とし込まれていない。それにより生徒がどのような資質・能力を身に付けることができるかも不明確である。
- (3) 取組内容と施設設備の内容や活用方針の相応性が不明確
 - ・ 高額機器の活用は具体性を欠いている。
 - ・ 導入予定の高額な機器の活用方針が明確に示されず、真に必要な経費か不明確

3 追加公募に向けた修正概要

- (1) 地域産業界のニーズなどを基にした「育成したい人材像」の再整理
 - ① 製造業、建設業などのものづくり現場において、現に必要とされる実務対応力を備えた人材
 - ② AIや高性能機械等を駆使し、製造業、建設業などのものづくり現場の生産性向上に寄与するとともに、連携・協働してイノベーションを興すことのできる人材
- (2) 必要な授業科目、カリキュラムの再整理
「育成したい人材像」に基づき、新たな学科の設置や新たな教育課程の構想（授業内容の刷新や科目の新設）をさらに具体的に説明
- (3) 施設設備の導入目的及び活用方針の再整理
新たに導入を検討している設備の導入目的や設備を使用した教育内容について、さらに具体的に説明

4 申請額

1,799,950 千円（3類型の総額 5,984,360 千円）

※ 前回申請額 1,912,168 千円（3類型の総額 6,103,079 千円）

教職員の働き方改革の進捗状況について

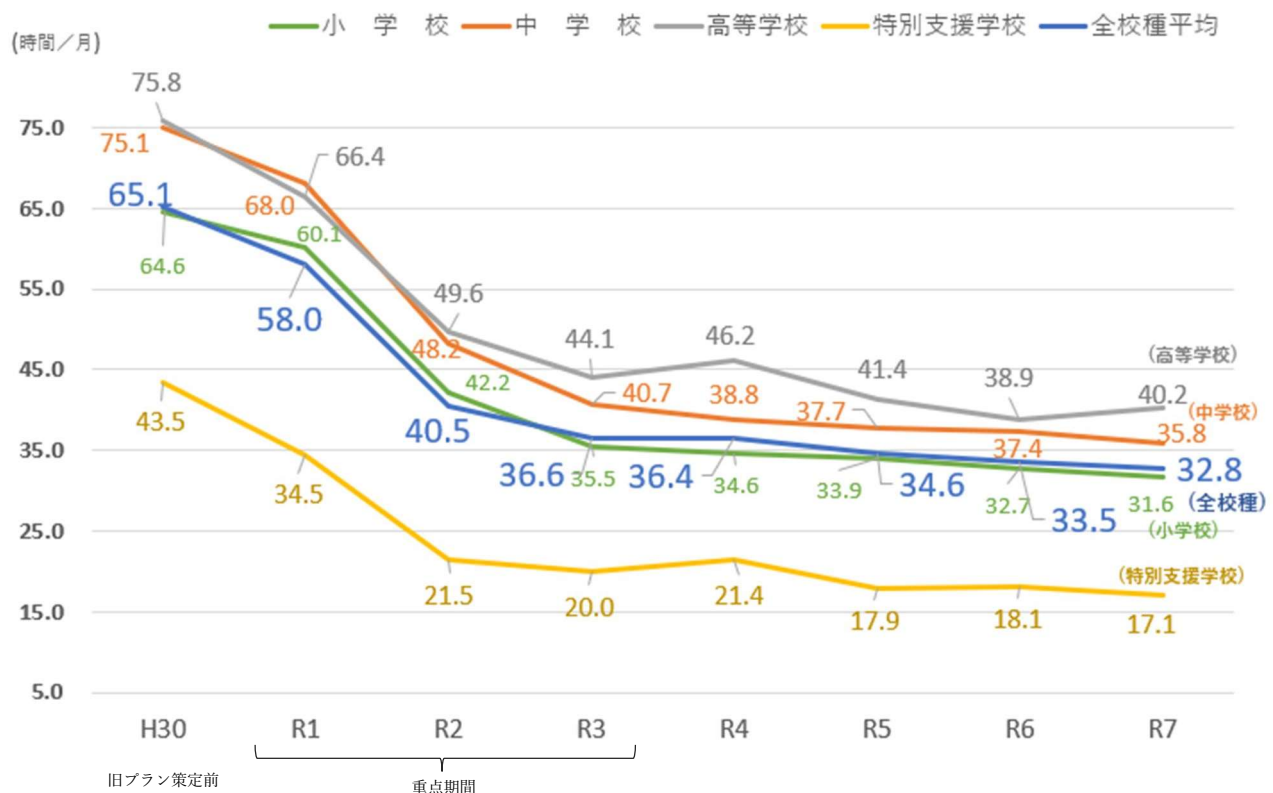
1 概要

- ・ 教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質の向上等を図るため、「教職員の働き方改革プラン」（平成31年3月）を策定し、具体的取組を推進
- ・ 同プランでは、教職員※の時間外勤務（平日・休日）に係る数値目標を、全校種で月45時間以内、年360時間以内としており、以下これまでの進捗と令和7年度の状況を報告（※ 県立学校は教育職員のみ、市町村立学校は教育職員、学校事務職員、学校栄養士）

2 時間外勤務の状況

(1) 総論

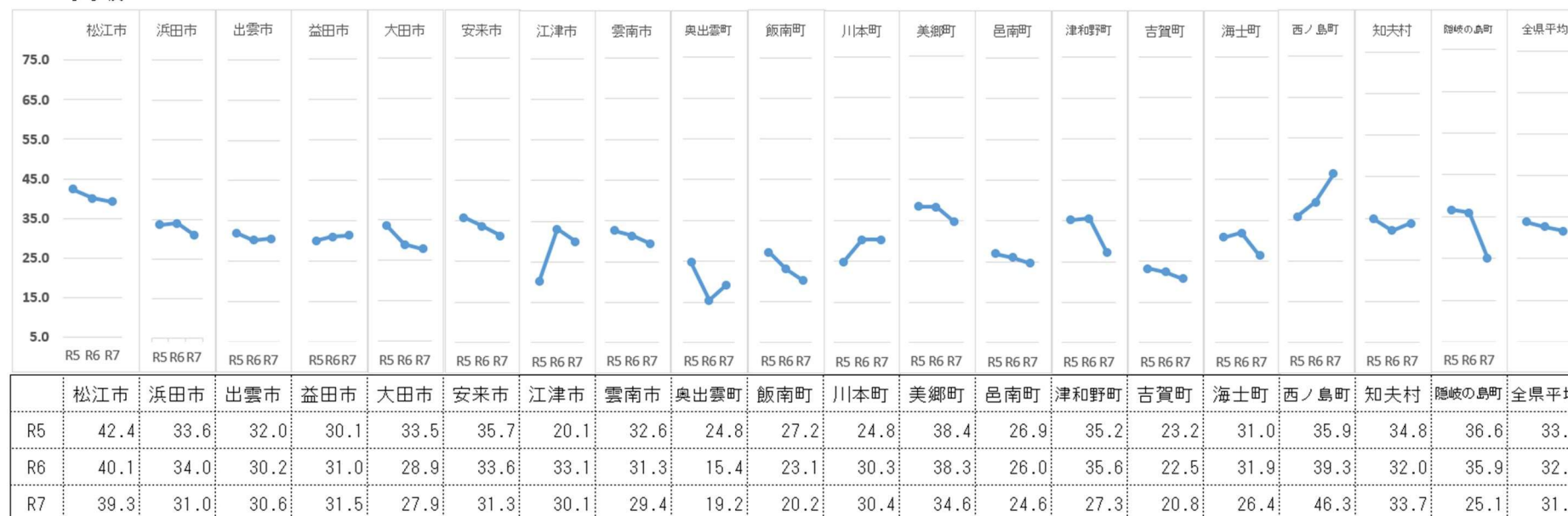
- ・ 重点期間（令和元～3年度）の取組成果として、全校種平均でプラン策定前の平成30年度の月65.1時間から、令和3年度には月36.6時間まで減少（H30比43.8%減）し、全校種で月45時間以内を達成
- ・ 令和4年度には新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、高等学校及び特別支援学校で一時的に増加したものの、令和7年度には全校種平均で月32.8時間まで減少（H30比49.6%減）
- ・ ただし、近年減少幅は鈍化傾向にある。年360時間以内とする目標は特別支援学校を除き未達成



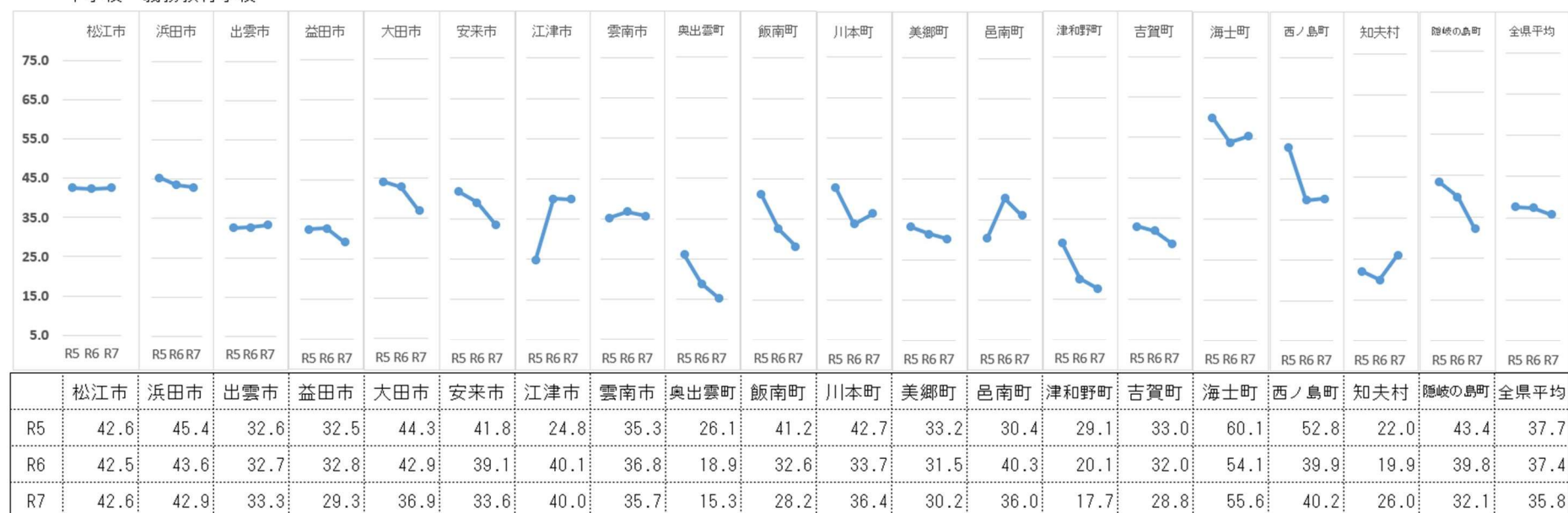
(注) H30～R2年度は抽出調査。各年度の数値は、小数点第2位を四捨五入（以下同様）

(2) 小学校、中学校・義務教育学校（単位：時間/月）

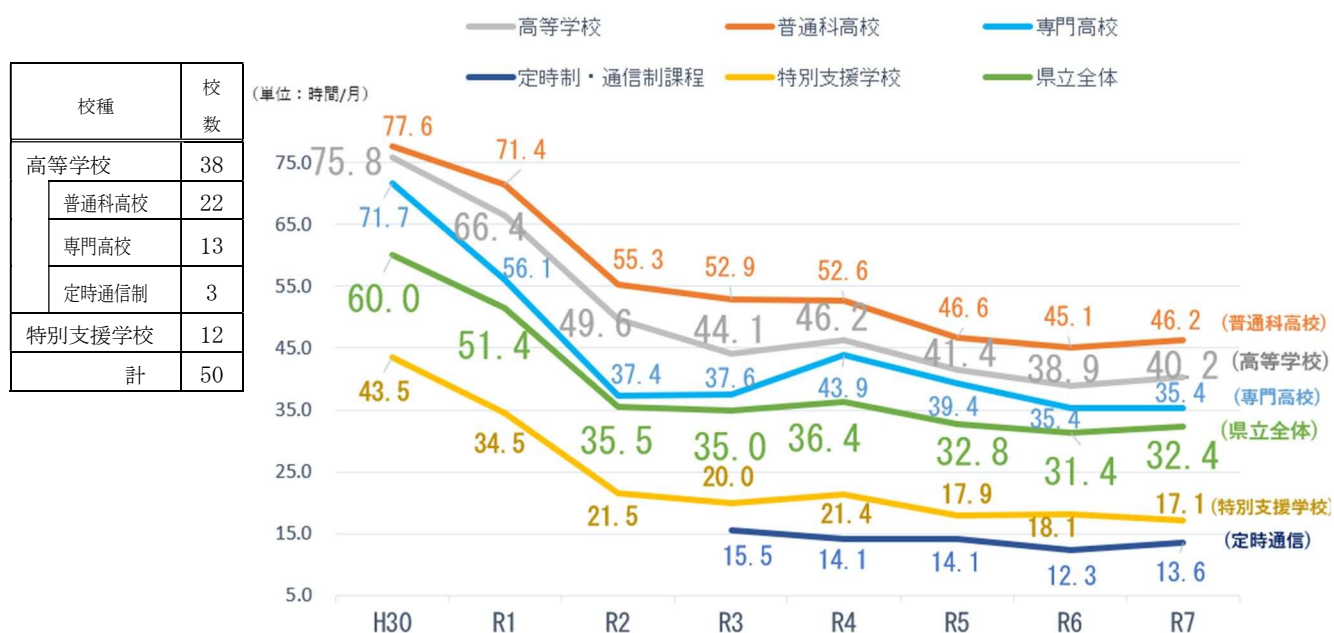
小学校



中学校・義務教育学校



(3) 県立学校



3 働き方改革に向けた令和8年度以降の取組（主なもの）

(1) 「島根県教職員働き方改革プラン」（令和8年3月策定）の推進

改正給特法に基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康確保等を図るための『業務量管理・健康確保措置実施計画』として策定し、令和8年度から令和11年度までの4箇年を重点期間として、プランの実現に向けた具体的な施策を服務監督教育委員会が推進していく。

<目的>

- ・ 教職員の心身の健康保持
- ・ 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備
- ・ 教職を志す人材の確保

<県教育委員会の具体的数値目標>

- ① 時間外在校等時間
全ての教育職員が年間 360 時間以内、1 か月 45 時間以内
- ② 年次有給休暇の取得日数
全ての教育職員が年 5 日以上、平均取得日数が 17 日以上
- ③ 働き方に関する意識
「働きやすい職場である」と回答した教育職員 90%以上
「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員 90%以上

(2) 計画を達成するため新規・拡充する取組（県立学校）

① 学校アシスタントの増員【拡充】

授業・生徒指導以外の業務に係る負担を軽減するため 15 名増員の 84 名分を予算措置

② 部活動指導員等の増員【拡充】

平日及び週休日等の部活動指導に係る時間を削減するため 15 名増の 350 名分を予算措置

③ 教員特殊勤務手当（部活動指導手当）【拡充】

週休日等における効率的な部活動運営のために、部活動指導手当の支給基準を見直し（4 時間以上 3,600 円→3 時間以上 3,900 円等）

④ 県立学校における働き方改革を進めるための具体的な取組【新規】

～将来にわたり持続可能な学校をつくる 10 の提案～ （別紙）

⑤ 長時間勤務者代替非常勤講師の配置【新規】

平日の放課後の部活動指導の時間を勤務時間内とするための授業補充のために非常勤講師 20 名分を予算措置

⑥ 在宅勤務制度の試行実施【新規】

職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び校務能率の向上や悪天候等の際の業務継続性を図るため、希望する 41 校（7 月 31 日現在）において試行的に実施

⑦ 次世代校務支援システムの導入【令和 9 年度から】

クラウド型の校務支援システムを導入し、インターネット上にある学習系システムとのデータ連携により業務を効率化

(3) 市町村教育委員会に対する支援

① 業務量管理・健康確保措置実施計画の目標達成に向けた助言

② スクール・サポート・スタッフの全校配置に係る予算支援

③ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置に係る予算支援

(4) 継続的に実施する取組（県立学校・市町村立学校）

① 業務改善事例の収集・共有（改善事例の横展開）

② 働き方改革ワークショップ（管理職マネジメント支援と教職員の共通理解）

③ スクールロイヤー制度（法的課題の相談）

④ 教員サポーターの配置（業務上の悩み相談）



県立学校における教職員の働き方改革を進めるための具体的な取組

～ 将来にわたり持続可能な学校をつくる10の提案 ～



1 学校の経営方針、評価・育成シートへの盛り込み



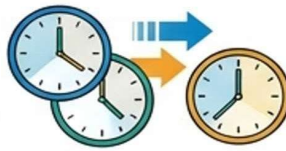
学校経営方針に位置付け、評価・育成シートにも業務改善の視点を反映し、組織的に進める。

2 定時退勤日、最終退勤時刻の設定



定時退勤日や最終退勤時刻を設定し、勤務時間を意識した働き方を進める。

3 時差出勤制度の活用



時間外勤務が見込まれる場合に活用し、勤務時間を調整して時間内に業務を行う体制を整える。

4 部活動による長時間勤務の削減



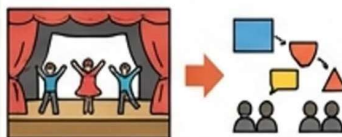
活動時間や休養日を適正化し、複数顧問制や部活動指導員等の活用により負担軽減を図る。

5 職員朝礼の回数削減、SHRの時間設定等の工夫



職員朝礼の回数やSHRの時間設定等を見直し、日課全体の効率化を図る。

6 学校行事や各任意団体における研究大会等の見直し



学校行事や研究大会等の在り方を見直し、精選・簡素化を進める。

7 教材の共有、校務DX



教材や指導資料の共有、校務のデジタル化を進め、業務の効率化を図る。

8 2学期制の導入、定期試験の回数削減、学習の総括的評価の回数削減



定期試験や通知表作成等の回数を見直し、事務負担の軽減を図る。

9 特別休業日の設定



特別休業日を設定し、休暇を取得しやすい体制づくりを進める。

10 在宅勤務制度の試行



在宅勤務制度を試行し、新たな働き方の可能性や課題を検証する。

令和9年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について
(県立、市立及び私立の全日制並びに県立の定時制)

1 進路希望状況等

8月末日現在(単位:人)

年度	卒業 予定者	進学				就職				未定
			県内	県外	未定		県内	県外	未定	
R 6	5,425	4,287	1,259	2,978	50	1,120	850	245	25	18
		79.0%	29.4%	69.5%	1.1%	20.6%	75.9%	21.9%	2.2%	0.3%
R 7	5,371	4,234	1,219	2,986	29	1,115	839	254	22	22
		78.8%	28.8%	70.5%	0.7%	20.8%	75.2%	22.8%	2.0%	0.4%
R 8	5,136	4,058	1,200	2,806	52	1,047	805	215	27	31
		79.0%	29.6%	69.1%	1.3%	20.4%	76.9%	20.5%	2.6%	0.6%
対R 6増減	△ 289	△ 229	△ 59	△ 172	+2	△ 73	△ 45	△ 30	+2	+13
対R 7増減	△ 235	△ 176	△ 19	△ 180	+23	△ 68	△ 34	△ 39	+5	+9

(参考: 令和7年度卒業生実績(令和8年3月末日現在))

(単位:人)

年度	卒業 者数	進学			就職			未定
			県内	県外		県内	県外	
R 7	5,341	3,927	1,112	2,815	1,076	822	254	296
		73.5%	28.3%	71.7%	20.1%	76.4%	23.6%	進学 260 就職 36

2 進路希望の傾向(各高校からの聞き取り)

- ・ 多くの求人があり、生徒の選択肢が広がっているが、就職希望者が減少傾向なため、企業ニーズに答えられていない。
- ・ 県内県外に関わらず、賃金水準や福利厚生が充実している企業を希望する生徒が多く、大手企業に集中する傾向がある。

3 新規高等学校卒業生の就職に係るスケジュール

時 期	内 容
6月1日以降	ハローワークにおける求人受理開始
7月1日以降	各企業から学校への求人票送付開始
7月上旬～8月下旬	生徒・保護者への進路説明会、三者面談、応募前企業見学校内進路会議(生徒ごとに希望する1社を決定)、履歴書作成
9月5日以降	学校から各企業へ推薦開始(企業へ履歴書等提出)
9月16日以降	各企業における採用選考開始、採用内定の開始

【参考：島根労働局資料（7月末日現在）】

新規高等学校卒業者の求人等の状況

- ・ 求人倍率：3.07倍（前年同期 3.07倍）

〈産業別〉

- ・ 建設業は、前年度採用者の人材育成を優先したことや、業務見直しが一因となり、求人数が減少
- ・ 製造業は、大手企業の求人数増加による影響

（単位：人）

年度	建設	製造	卸・小売	宿泊・飲食	生活関連・娯楽	医療・福祉	その他	計
R 6	766	957	275	157	44	208	649	3,056
R 7	917	907	311	147	43	197	610	3,132
R 8	852	987	291	122	55	178	557	3,042
対R 6増減	+86	+30	+16	△ 35	+11	△ 30	△ 92	△ 14
対R 7増減	△ 65	+80	△ 20	△ 25	+12	△ 19	△ 53	△ 90

〈地区別〉

松江地区は、上記記載の建設業の求人数の減少等により、地区としても減少

（単位：人）

年度	安来	松江	雲南	出雲	大田	川本	浜田	益田	隠岐	合計
R 6	182	1,123	177	818	88	78	274	271	45	3,056
R 7	167	1,205	177	833	87	67	290	257	49	3,132
R 8	208	1,078	167	889	90	74	250	240	46	3,042
対R 6増減	+26	△ 45	△ 10	+71	+2	△ 4	△ 24	△ 31	+1	△ 14
対R 7増減	+41	△ 127	△ 10	+56	+3	+7	△ 40	△ 17	△ 3	△ 90
求人倍率	7.70	3.17	3.09	3.56	2.81	4.63	1.94	2.18	1.35	3.07

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について

I 調査の概要

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 障がいのある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字、拡大文字、ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定、及び英語「話すこと」調査におけるスクリプト表示問題などの配慮を可能とする。ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、ウの事由がある生徒は英語「聞くこと」及び「話すこと」について、原則として調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

ウ 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが 60 デシベル以上であって、英語「聞くこと」及び「話すこと」の調査の実施が難しいと判断される場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。また、国語、算数・数学又は英語の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

3 調査実施日・方式・教科等

校種	実施日	方式	教科等
小学校	令和8年4月23日(木) 後日実施：令和8年4月24日(金)～ 4月30日(木)	冊子による 筆記方式	国語・算数
	令和8年4月24日(金)～5月8日(金)の うち、指定された実施日 後日実施：調査実施日翌日～5月8日(金) (学校外でオンライン実施可)	オンライン (MEXCBT)	児童質問調査
中学校	令和8年4月23日(木) 後日実施：令和8年4月24日(金)～ 4月30日(木)	冊子による 筆記方式	国語・数学
	令和8年4月20日(月)～4月23日(木) のうち、指定された実施日 予備日：4月24日(金) 後日実施：令和8年4月27日(月)～ 5月1日(金)(学校外でオンライン実施可)	オンライン (MEXCBT)	英語「聞くこと・読む こと・書くこと」
	当日実施：令和8年4月24日(金)・ 27日(月)(全国から500校抽出) 期間内実施：令和8年4月28日(火)～5月 29日(金)のうち、指定された実施日(期間 内実施に限り、学校外でオンライン実施可)		英語「話すこと」
	令和8年4月20日(月)～4月23日(木) のうち、指定された実施日 予備日：4月24日(金) 後日実施：令和8年4月27日(月)～ 5月8日(金)(学校外でオンライン実施可)	オンライン (MEXCBT)	生徒質問調査

4 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

- (ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。
- (イ) 国語及び算数・数学は、冊子を用いた筆記方式(「PBT」= Paper Based Testing)で実施する。英語は、生徒が活用する ICT 端末等を用いた、文部科学省 CBT システムによるオンライン方式(「CBT」= Computer Based Testing)で実施する。ただし、2(2)の点字問題については、冊子を用いることを基本とするが、英語「話すこと」の解答については CBT で実施する。

(ウ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(エ) 出題形式について、記述式の問題を一定割合で出題する。英語「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式とする。

(オ) 英語の出題には、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題を含む。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒が活用する ICT 端末等を用いて CBT で実施する。ただし、2（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5 県内公立学校で調査を実施した学校数・児童生徒数

【小学校等】市町村立小学校 175 校、義務教育学校前期課程 2 校及び県立特別支援学校小学部 2 校

小学校調査	実施予定学校数	実施学校数（実施率）	実施児童数
公立学校合計	179	179（100％）	5,169 人

【中学校等】市町村立中学校 87 校、義務教育学校後期課程 2 校及び県立特別支援学校中学部 2 校

中学校調査	実施予定学校数	実施学校数（実施率）	実施生徒数
公立学校合計	92	91（99％）	4,907 人

II 公表について

1 公表の内容

(1) 島根県及び全国の教科に関する調査の結果（英語は 3 技能「聞くこと・読むこと・書くこと」）

(2) 島根県及び全国の質問調査の結果

児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

2 公表結果に関する留意事項

本調査の結果については、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であること。

中学校英語については、IRT（項目反応理論）方式で実施。学校（自治体）ごとの結果は、IRT スコア（IRT に基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500 を基準にした得点）で表示し、個人の結果は 5 段階の IRT バンドで表示する。

3 その他

島根県教育委員会のホームページ及びしまねの教育情報 Web (EIOS) に公表資料を掲載

Ⅲ 教科に関する調査の結果

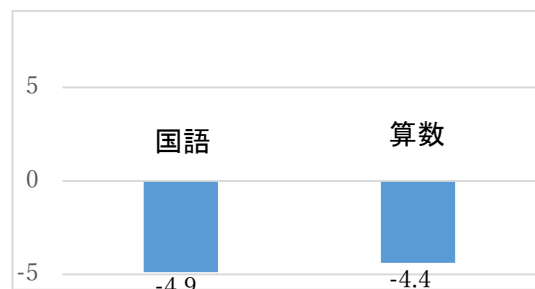
1 結果の概要（島根県と全国の平均正答率との比較）

- (1) 中学校国語の平均正答率は全国平均並みであった。
- (2) 小学校国語、算数、中学校数学の平均正答率、中学校英語 3 技能（「聞くこと」「読むこと」「書くこと」）の IRT スコアは全国平均を下回った。
- (3) 小学校国語では、全ての内容項目について全国平均を下回った。「情報の扱い方に関する事項」は年々、全国平均との差が広がっている。
- (4) 小学校算数では、全ての領域において全国平均を下回った。
- (5) 中学校国語では、「情報の扱い方に関する事項」と「話すこと・聞くこと」は全国平均並みで、「言葉の特徴や使い方に関する事項」と「書くこと・読むこと」は全国平均を下回った。
- (6) 中学校数学では、全ての領域において全国平均を下回った。特に「関数」は全国との差が大きい。
- (7) 中学校英語の IRT バンド分布グラフは、全国と比較すると「2」の割合が高く、「4」「5」の割合が低かった。

2 各教科の平均正答率・IRT スコア

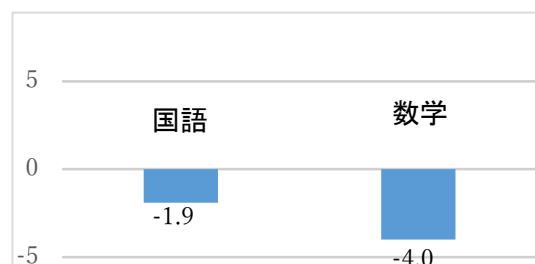
【小学校（国語・算数）】

	平均正答率（％）		
	島根県	全国(公立)	差
国 語	56	60.9	-4.9
算 数	52	56.4	-4.4



【中学校（国語・数学）】

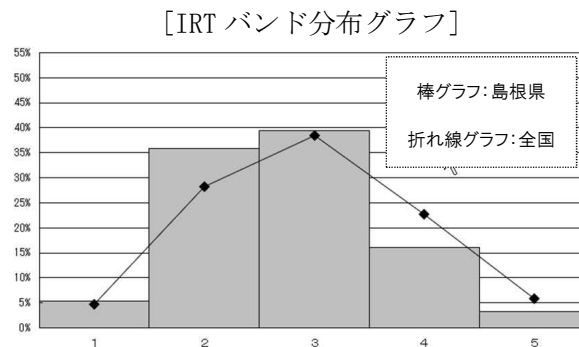
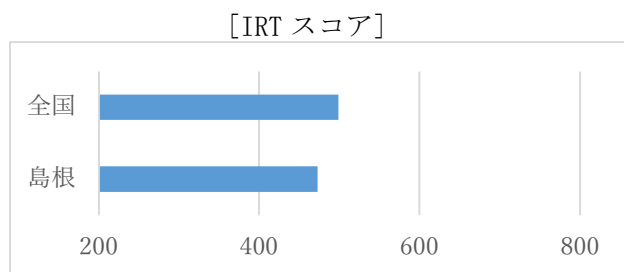
	平均正答率（％）		
	島根県	全国(公立)	差
国 語	62	63.9	-1.9
数 学	53	57.0	-4.0



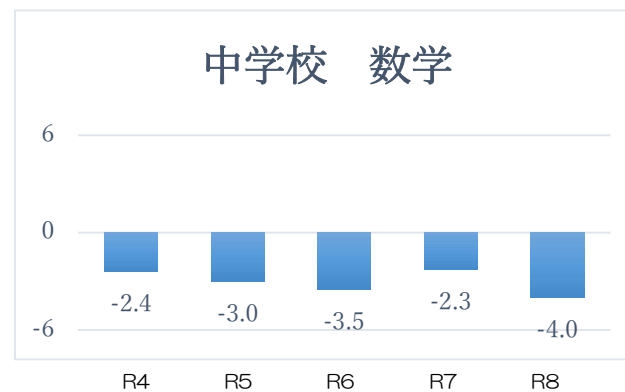
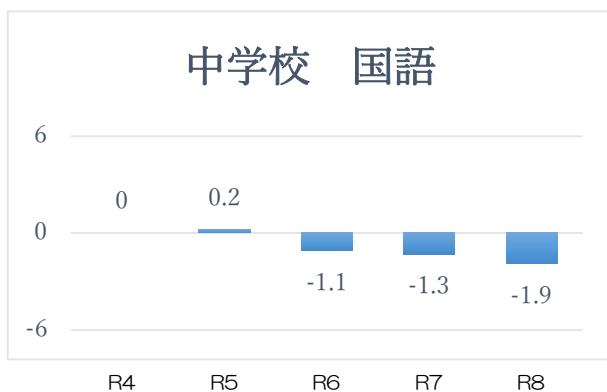
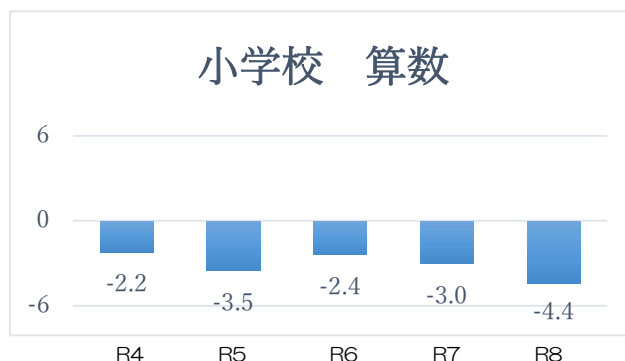
【中学校（英語）】

	IRT スコア		
	島根県	全国（公立）	差
英語	473 ※	499	-26

※ 3 技能



【参考】各教科の正答率の全国との差（経年変化）



英語は R 4、R 6、R 7 は実施なし

3 各教科の正答数分布グラフ及び分類・区分別集計結果

【小学校 国語】

・：概要 ○：成果 ●：課題

【これまでの課題】

A 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し、使うことに課題が見られる。

B 「書くこと」において、内容のまとまりや段落相互の関係に注意して文章構成を考えることに課題が見られる。

【本調査の状況】

・ 県平均正答率は56%であり、全国平均を下回っている。

・ 全ての内容項目について全国平均を下回っている。

・ 「情報の扱い方に関する事項」は年々、全国平均との差が広がっている。

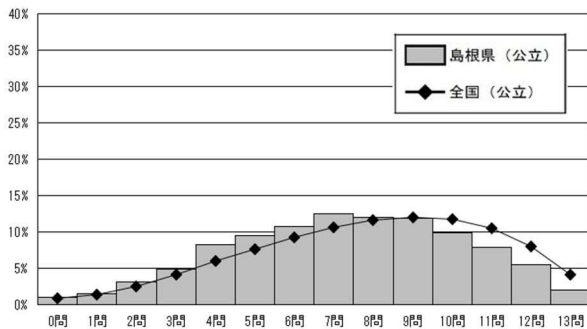
①筋道の通った文章となるように、文章全体の構成や展開を考えることができています。

②文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えをまとめることができています。

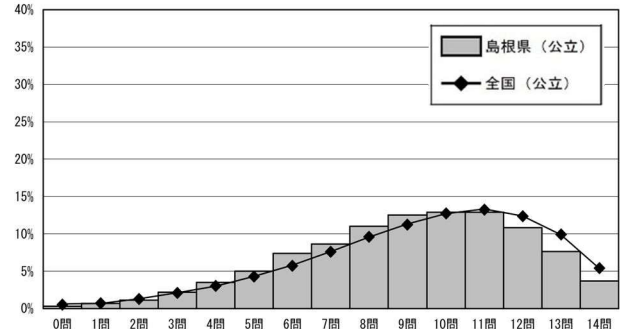
①学年別漢字配当表に示されている漢字を、文の中で正しく使うことに課題が見られる。

②情報と情報との関連付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し、使うことに課題が見られる。・・・A

1 正答数分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に 関する事項	4	61.6	66.8	-5.2	△
情報の扱い方に関する 事項	2	45.8	52.3	-6.5	△
我が国の言語文化に関 する事項	0				
話すこと・聞くこと	3	61.2	65.8	-4.6	△
書くこと	2	41.9	45.7	-3.8	△
読むこと	2	62.3	65.9	-3.6	△

【参考】[R7]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に 関する事項	2	76.7	76.9	-0.2	—
情報の扱い方に関する 事項	1	59.0	63.1	-4.1	△
我が国の言語文化に関 する事項	1	79.6	81.2	-1.6	—
話すこと・聞くこと	3	63.4	66.3	-2.9	△
書くこと	3	66.2	69.5	-3.3	△
読むこと	4	55.5	57.5	-2.0	△

○：県が全国を2ポイント以上、上回るもの —：県と全国の差が2ポイント未満のもの △：県が全国を2ポイント以上、下回るもの（以下同じ）

3 成果の見られる問題2問

〔問題番号〕 ② 一「書くこと」→① 〔島根県値 56.7%〕〔全国値 57.9%〕 〔問題内容〕 花山さんの文章の工夫を説明したものとして適切なものを選択する。	〔問題番号〕 ③ 三（２）「読むこと」→② 〔島根県値 74.4%〕〔全国値 76.0%〕 〔問題内容〕 【文章】を読んで考えたことを、自分の経験と結び付けてまとめて書く。
---	--

課題のある問題2問

〔問題番号〕 ② 三イ「言葉の特徴や使い方に 関する事項」→① 〔島根県値 35.1%〕〔全国値 45.2%〕 〔問題内容〕 「花山さんの文章の一部」の下線部 いを漢字を使って書き直す（ふしぎ）。	〔問題番号〕 ③ 二「情報の扱い方に関する事項」→② 〔島根県値 47.5%〕〔全国値 55.6%〕 〔問題内容〕 「林さんのメモ」にどのように整理 したのかを説明したものとして適切なもの を選択する。
--	---

【小学校 算数】

・：概要 ○：成果 ●：課題

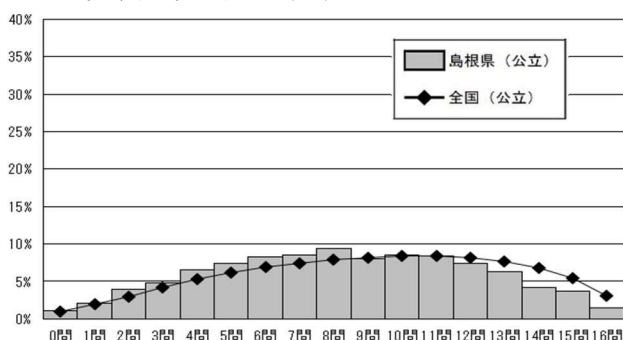
【これまでの課題】

- A 「図形」において基本図形に分割することができる図形の面積の求め方を、式や言葉を用いて記述することに課題が見られる。
- B 「数と計算」において分数の加法について、共通する単位分数を見出し、加数と被加数が共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述することに課題が見られる。

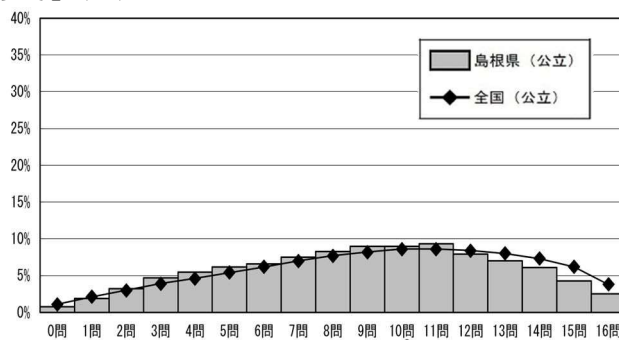
【本調査の状況】

- ・高正答率者が全国と比較して少ない。
 - ・県平均正答率は52%であり、全国平均を下回っている。
 - ・全ての領域において全国平均を下回っている。
- ①「数と計算」において小数や整数の相対的な大きさについて理解できている。
- ②「図形」において立方体及び直方体の体積の計算による求め方について理解できている。
- ❶「図形」において体積の基準となる単位について理解し、それらを用いて体積を表すことについて課題が見られる。
- ❷「変化と関係」において基準量、比較量、割合の関係を正しく捉えることについて課題が見られる。

1 正答率分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の領域	対象 設問数 ※	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
数と計算	8	56.6	61.1	-4.5	△
図形	4	49.9	55.3	-5.4	△
測定	1	74.3	78.1	-3.8	△
変化と関係	3	35.8	41.1	-5.3	△
データの活用	4	43.9	48.6	-4.7	△

【参考】[R7]

学習指導要領 の領域	対象 設問数 ※	平均正答率 (%)			
		島根	全国	差	
数と計算	8	59.9	62.3	-2.4	△
図形	4	53.4	56.2	-2.8	△
測定	2	52.5	54.8	-2.3	△
変化と関係	3	54.4	57.5	-3.1	△
データの活用	5	59.6	62.6	-3.0	△

3 成果が見られる問題2問

〔問題番号〕 ③ (1)「数と計算」→①
〔島根県値 94.6%〕〔全国値 94.5%〕
〔問題内容〕 1、5、9の3枚のカードをあてはめてつくることのできる最も大きい数を書く。

〔問題番号〕 ① (1)「数と計算」→②
〔島根県値 71.7%〕〔全国値 72.7%〕
〔問題内容〕 一辺が8cmの立方体の体積を求める式を書く。

課題のある問題2問

〔問題番号〕 ① (3)「図形」→❶
〔島根県値 33.0%〕〔全国値 40.1%〕
〔問題内容〕 1立方センチメートルの立方体を36個使ってできた直方体の体積を書く。

〔問題番号〕 ② (4)「変化と関係」→❷
〔島根県値 27.2%〕〔全国値 34.2%〕
〔問題内容〕 赤いテープの長さが、白いテープの長さの1.5倍になっている図を二つ選ぶ。

※グラフの設問数（16問）と分類・区分別集計結果の対象設問数（22問/R7）が一致しないのは、1つの設間に複数の学習指導要領の領域が含まれるため。

【中学校 国語】

・：概要 ○：成果 ●：課題

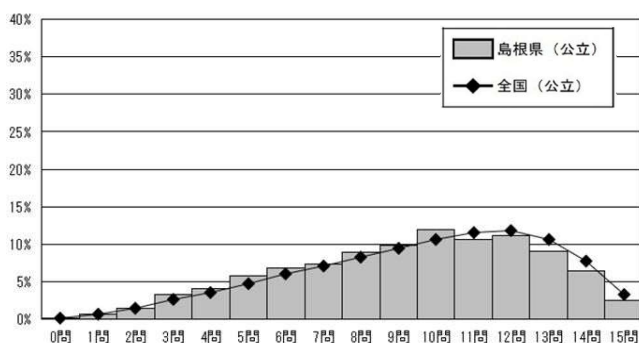
【これまでの課題】

- A 文脈に即して漢字を正しく使うことに課題がある。
B 書く内容の中心が明確になるように、内容のまとまりを意識して文章の構成や展開を考えることに課題がある。

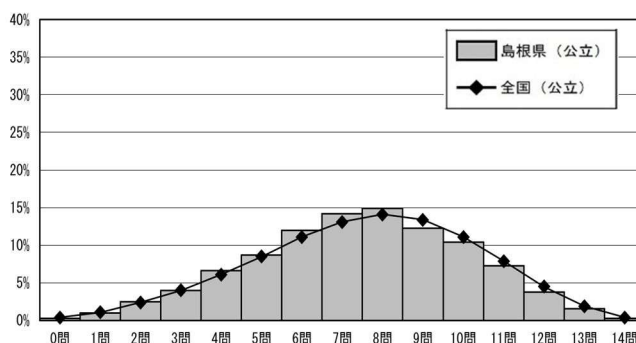
【本調査の状況】

- ・県平均正答率は62%であり、全国平均並みである。
- ・「情報の扱いに関する事項」と「話すこと・聞くこと」は全国平均並みで、「言葉の特徴や使い方に関する事項」と「書くこと」、「読むこと」は全国平均を下回っている。
- ①互いの立場や考えを尊重しながら話し合い、結論を導くために考えをまとめることができている。
- ②表現の効果を考えて描写することができている。
- ①文脈に即して正しく漢字を書き、語句を文章の中で使うことに課題がある。・・・A
- ②文章を読んで理解したことに基づいて自分の考えを確かなものにすることに課題がある。

1 正答数分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率（%）			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に関する事項	5	60.4	63.0	-2.6	△
情報の扱い方に関する事項	1	69.7	70.4	-0.7	—
我が国の言語文化に関する事項	0				
話すこと・聞くこと	3	62.4	63.9	-1.5	—
書くこと	3	65.2	67.4	-2.2	△
読むこと	3	57.2	59.7	-2.5	△

【参考】[R7]

学習指導要領 の内容	対象 設問数	平均正答率（%）			
		島根	全国	差	
言葉の特徴や使い方に関する事項	2	47.7	48.1	-0.4	—
情報の扱い方に関する事項	0				
我が国の言語文化に関する事項	0				
話すこと・聞くこと	4	51.8	53.2	-1.4	—
書くこと	5	52.1	52.8	-0.7	—
読むこと	3	60.8	62.3	-1.5	—

3 成果が見られる問題2問

- 【問題番号】② 四「話すこと・聞くこと」→①
[島根県値 53.4%] [全国値 52.7%]
【問題内容】話し合いを受けてどのような意見を述べるか、自分の考えを書く。
-
- 【問題番号】③ 二「書くこと」→②
[島根県値 92.6%] [全国値 92.3%]
【問題内容】気持ちがより伝わるように、表現を工夫して書く。

課題のある問題2問

- 【問題番号】③ 一「言葉の特徴や使い方に関する事項」→①
[島根県値 34.8%] [全国値 39.8%]
【問題内容】文書作成ソフトに表示された意味と用例を参考にして漢字を書き、漢字の組合せとして適切なものを選択する（とる）。
-
- 【問題番号】④ 四「読むこと」→②
[島根県値 35.1%] [全国値 38.9%]
【問題内容】二つの例文を比べながら、擬態語「きっぱり」が表している具体的な様子と擬態語の効果を書く。

【中学校 数学】

・：概要 ○：成果 ●：課題

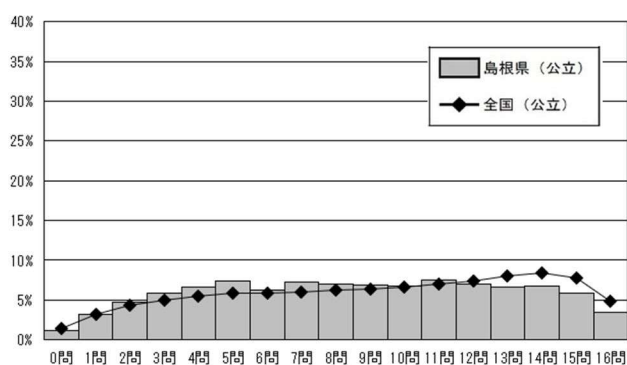
【これまでの課題】

- A 「数と式」において、文字を用いて数量を表すことに課題が見られる。
 B 「数と式」において、目的に応じて式を変形したり、理由を説明したりすることに課題が見られる。

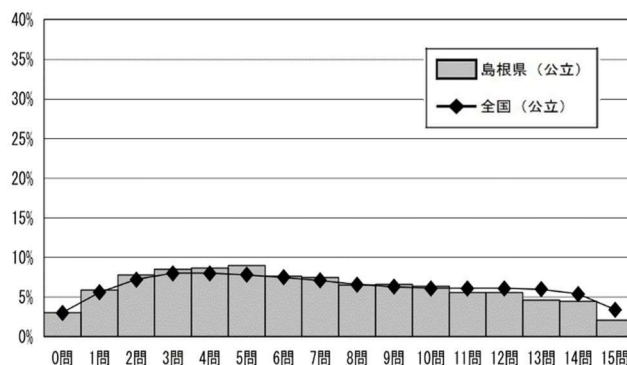
【本調査の状況】

- ・県平均正答率は53%であり、全国平均を下回っている。13問以上の正答者が全国と比較して少なく、5問から9問の正答者が全国と比較して多い。
 - ・全ての領域において全国平均正答率を下回っており、特に「関数」は全国との差が大きく、引き続き課題が見られる。
- ①「数と式」において、同類項の意味を理解し、ある項の同類項を選ぶことができる。
 ②「データの活用」において、箱ひげ図と四分位数の対応について理解し、求めることができる。
①「関数」において、反比例の関係を表す表から、 x の値に対応する y の値を求めることに課題が見られる。
②「データの活用」において、度数分布表から、ある階級の累積度数を求めることに課題が見られる。

1 正答数分布グラフ [R8]



【参考】[R7]



2 分類・区分別集計結果 [R8]

学習指導要領 の領域	対象 設問数	平均正答率（％）		
		島根	全国	差
数 と 式	5	65.5	67.8	-2.3
図 形	4	44.8	48.7	-3.9
関 数	3	49.1	54.8	-5.7
データの活用	4	50.3	53.5	-3.2

【参考】[R7]

学習指導要領 の領域	対象 設問数	平均正答率（％）		
		島根	全国	差
数 と 式	5	39.5	43.5	-4.0
図 形	4	44.3	46.5	-2.2
関 数	3	44.8	48.2	-3.4
データの活用	3	58.3	58.6	-0.3

3 成果が見られる問題2問

〔問題番号〕 **②** 「数と式」 → ①
 [島根県値 71.5%] [全国値 70.5%]
 [問題内容] $7x + 9 - 5x + 7x^2 + 2x$ から、
 $7x$ の同類項をすべて書き出す。

〔問題番号〕 **⑨** (2) 「データの活用」 → ②
 [島根県値 75.5%] [全国値 75.8%]
 [問題内容] 学年別睡眠時間の箱ひげ図から、問題文
 にあてはまる2つの値を読み取り、その
 値が最小値、最大値、中央値、第1四分
 位数、第3四分位数のどれかを答える。

課題のある問題2問

〔問題番号〕 **④** 「関数」 → ①
 [島根県値 47.6%] [全国値 55.3%]
 [問題内容] y が x に反比例する関係を表した表
 から、 $x = -3$ のときの y の値を求め
 る。

〔問題番号〕 **⑨** (1) 「データの活用」 → ②
 [島根県値 39.5%] [全国値 46.0%]
 [問題内容] 全校生徒の睡眠時間の度数分布表か
 ら、ある階級の累積度数を求める。

【中学校 英語】 ・：概要 ○：成果 ●：課題

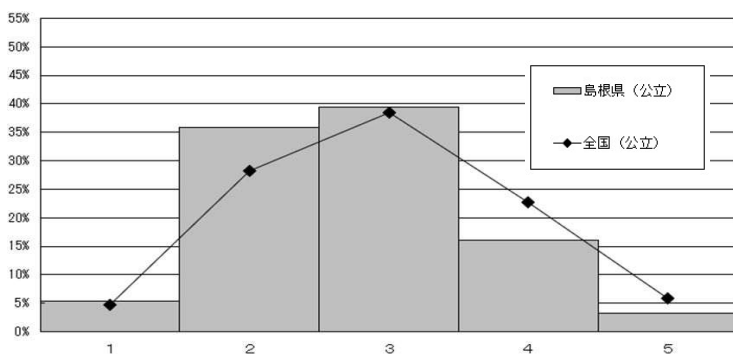
【これまでの課題】

- A 音声や語彙、表現、文法や言語などの働きなどを理解するとともに、これらの知識を実際のコミュニケーションにおいて活用する技能に課題がある。
- B 文構造や文法事項、言語の働きなどの知識を活用し、正しい語順で文を構成することや、伝えたいことについての情報を正確に書くことに課題がある。

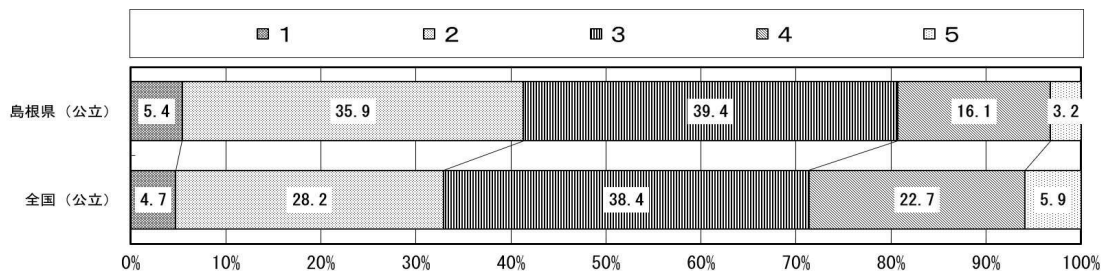
【本調査の状況】

- ・平均 IRT スコアは 473 である。
 - ・IRT バンド分布グラフは、全国と比較すると「2」の割合が高く、「4」「5」の割合が低い。
(高学力層が全国と比較して少ない。)
- ①日常的な話題について、まとまりのある英語を聞いて、必要な情報を目的に応じて聞き取ることができる。
- ②日常的な話題について、簡単な英文で書かれた内容を正確に読み取ることができる。
- ❶文法事項の知識を、実際のコミュニケーションの場面で活用することに課題がある。・・・A
- ❷社会的な話題について書かれた英文を読んで、自分の考えを書くという複数の領域を統合して活用することに課題がある。また、無回答率も高い。

1 IRT バンド分布グラフ [R8]



IRT バンド分布比較



2 成果が見られる問題2問

- [設問番号] 2 「聞くこと」 → ①
[島根県値 78.0%] [全国値 78.5%]
[問題内容] ショッピングセンターでのアナウンスを聞き、行くべき階を選択する。
-
- [設問番号] 6 「読むこと」 → ②
[島根県値 65.4%] [全国値 67.3%]
[問題内容] 文章を読み、グラフの空所に入る学校行事を選択する。

課題が見られる問題2問

- [設問番号] 11①② 「書くこと」 → ❶
[島根県値 48.9%] [全国値 58.9%]
[問題内容] 与えられた情報に基づいて、留学生の昨日の出来事を説明する英文を書く。
-
- [設問番号] 10（1） 「書くこと」 → ❷
[島根県値 38.2%] [全国値 47.5%]
[問題内容] インターネットの使用に関する文章を読み、書き手が最も伝えたいことを選択する。

IV 児童生徒質問・学校質問調査の結果

〔児○〕：令和8年度 児童質問調査項目○番

〔学小○〕：令和8年度 学校質問（小学校）調査項目○番

〔生○〕：令和8年度 生徒質問調査項目○番

〔学中○〕：令和8年度 学校質問（中学校）調査項目○番

※紙面の都合上、一部質問調査項目は簡略化して記載しています。

1 第2期しまねの学力育成推進プランに関する質問調査項目

(1) 基礎学力を育成する授業づくりの推進

①国語の勉強は好きだ〔児 53〕〔生 53〕

②算数・数学の勉強は好きだ〔児 61〕〔生 61〕

③英語の勉強は好きだ〔児 70〕〔生 70〕

④学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている〔児 43〕〔生 43〕

⑤授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う〔児 44〕〔生 44〕

①について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は中学校で増加、小学校で減少している。
- ・生徒の肯定的な回答の割合は全国値並みである。

②について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は増加している。
- ・生徒の肯定的な回答の割合は全国値並みである。

③について

- ・令和5年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は小学校、中学校ともに減少している。
- ・児童生徒の肯定的な回答の割合は、全国値を大きく下回っている。

④⑤について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は中学校で増加、小学校で減少している。
- ・生徒の肯定的な回答の割合は全国値並みである。

(2) 学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進

⑥児童〔生徒〕は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている〔学小 26〕〔学中 26〕

⑦授業では、児童〔生徒〕が自分で学ぶ内容を決め、計画を立てて学ぶ活動を行っている〔学小 30〕〔学中 30〕

⑧授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた〔児 39〕〔生 39〕

【家庭学習時間】

⑨学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）〔児 23〕〔生 23〕

⑩土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）〔児 25〕〔生 25〕

【メディア接触時間】

- ⑪普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンや携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、テレビ等（以下、「スマートフォン等」）でSNSや動画視聴などを行っているか（スマートフォン等を使って学習する時間やゲームをする時間は除く）〔児4〕〔生4〕

⑥について

- ・全国値と開きはあるが、経年で見ると肯定的な回答の割合は小中学校とも8割程度で例年度並みである。

⑦について

- ・全国値と大きな開きがあり、昨年度に比べ中学校で増加、小学校で大きく減少している。

⑧について

- ・昨年度に比べ、児童生徒の肯定的な回答の割合は、わずかに減少しているが、小中学校とも全国値並みである。

⑨について

- ・「1時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小学校は全国値並み、中学校は全国値を5ポイント以上下回っている。

⑩について

- ・「1時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小学校は全国値を上回り、中学校は全国値並みである。

⑪について

- ・「1時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小学校は全国値を上回り、中学校は全国値並みである。

(3) 幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進

- ⑫総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしている〔学小39〕〔学中39〕

- ⑬総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる〔児47〕〔生47〕

⑫⑬について

- ・肯定的な回答の割合が、学校質問調査で9割程度、児童生徒質問調査で8割程度と高い水準である。

(4) ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

- ⑭5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用していたか〔児35〕〔生35〕

- ⑮あなたの学校では、児童〔生徒〕一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用していたか〔学小60〕〔学中68〕

⑭⑮について

- ・「ほぼ毎日」と回答した児童生徒、学校の割合は、全国値と大きな開きがある。
- ・島根県を経年で比較すると「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合は昨年度並みである。
- ・児童生徒と学校の回答結果に大きな開きがある。

(5) 多様な子供の主体的な学びを支える授業づくりの推進

⑩ 5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた [児 41] [生 41]

⑪ 学習指導において、児童〔生徒〕一人一人に応じて、学習課題や活動を工夫する

[学小 31] [学中 31]

⑫ 前年度までに、調査対象学年の児童〔生徒〕に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童〔生徒〕も含めた、多様な児童〔生徒〕が通常の学級に在籍していることを前提に、学級全体での指導の工夫を行っていたか [学小 72] [学中 80]

⑬ 前年度までに、調査対象学年の児童〔生徒〕に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童に対する個に応じた指導内容や指導方法の工夫として、当該児童が学習活動を行う場合に生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を講じていたか

[学小 73] [学中 81]

⑩⑪について

- ・ 8割程度の児童生徒、学校が肯定的に回答している。

⑫⑬について

- ・ 小中学校とも全国値との差が大きい。

2 今年度肯定的回答の割合が高かった質問項目

肯定的回答が9割を越えている又は全国値を上回っている項目から抽出

(1) 朝食を毎日食べている [児 1] [生 1]

(2) 毎日、同じくらいの時刻に起きている [児 3] [生 3]

(3) 先生は、あなたのよいところを認めてくれると思う [児 9] [生 9]

(4) 人が困っているときは進んで助けている [児 11] [生 11]

(5) いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う [児 12] [生 12]

(6) 人の役に立つ人間になりたいと思う [児 14] [生 14]

(7) 友達関係に満足している [児 17] [生 17]

(8) 授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる [児 46] [生 46]

- ・ 基本的な生活習慣が身に付いていると考えられる。 (1) (2)

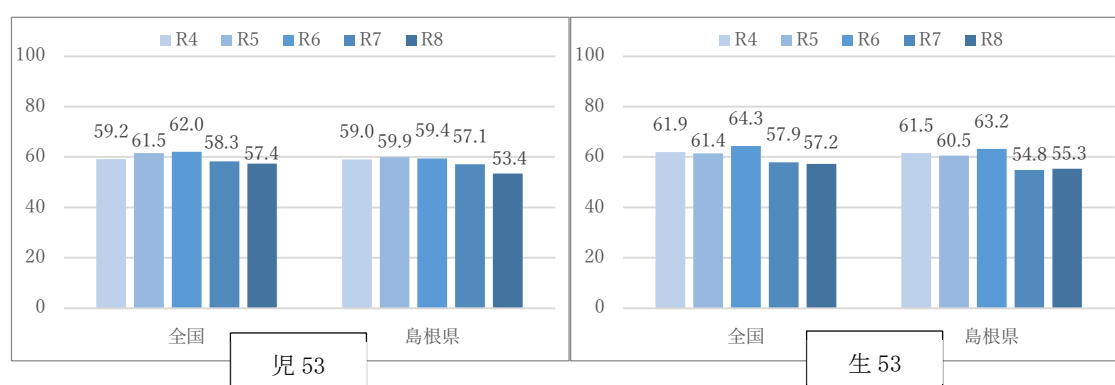
- ・ 他者を思いやり、大切にしている心が育っていると考えられる。 (3) (4) (5) (6) (7) (8)

3 まとめ

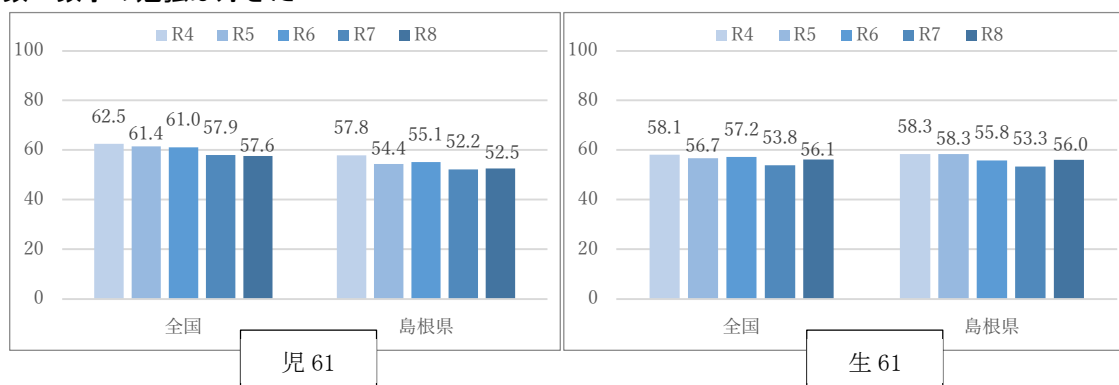
- ・朝食の摂取、起床時間などの基本的な生活習慣に係る質問、また「先生は自分のよいところを認めてくれている」「人が困っているときは進んで助ける」等の思いやり、親切等の質問に対する肯定的回答の割合は、引き続き9割を越えており、児童生徒の生活習慣が定着し、思いやりの心が育っていると同時に、教員の児童生徒一人一人に対する配慮が行き届いていることがうかがえる。
- ・児童生徒質問・学校質問調査の回答状況から、総合的な学習の時間等を通じた「探究の過程」を意識した学習について肯定的な回答の割合が高い。島根県が実施している「ふるさと教育」等を通じた課題を探究する継続的な取組によって効果が現れていると考えられる。しかし、児童生徒が自分で学ぶ内容を決め、計画を立てて学ぶ活動については、今後、第2期しまねの学力育成推進プランの令和8年度重点アクション1で示す「全ての教科で大切にしたい”学びの過程”」を意識した授業づくり、児童生徒の主体性を引き出す指導を進める必要がある。
- ・学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると回答した児童生徒の割合は小学校で減少、中学校で増加している。めあてと振り返りを大切に授業の推進を引き続き行うとともに、授業の学びと家庭学習をつなぐ指導の在り方について工夫し、家庭学習の充実を図る必要がある。その際、授業と家庭学習をつなぐ一人一台端末活用の検討を行い、教職員同士が共通理解を図り、家庭での学習方法について具体例を挙げながら指導する必要がある。特に中学校では、家庭学習の時間の設定を含め、生徒の家庭学習の意欲を高める個別のアドバイス、教員の支援が必要である。
- ・授業でのICT機器の活用については、依然として全国値との差は大きく、活用が進んでいない。第2期しまねの学力育成推進プラン令和8年度重点アクション3に示す「一人一台端末を活用した授業」の、「情報活用能力を育成する」、「クラウド環境を活用する」ことを中心に、児童生徒が一人一台端末を活用する場面を増やすことが急務である。「主体的・対話的で深い学び」の推進を通して授業改善を図る際、一人一台端末活用を重視した取組を県全体として進めていく必要がある。
- ・小学校児童、小学校管理職に対する質問項目の肯定的な回答の割合が昨年度から減少したり、全国値と比較して低かったりする質問項目が多い。管理職を含めた小学校に対する伴走支援について、県と市町村の協働の取組が必要である。

【IVにあげた項目のグラフ】（青は児童生徒、緑は学校の回答）

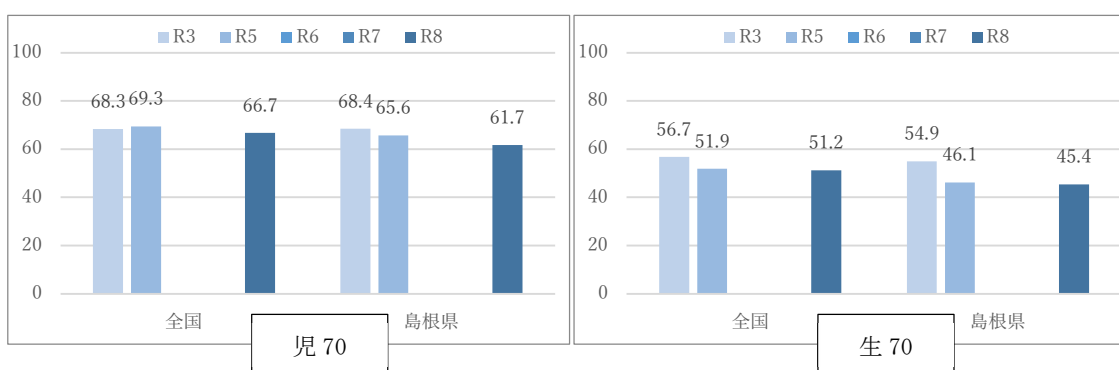
①国語の勉強は好きだ



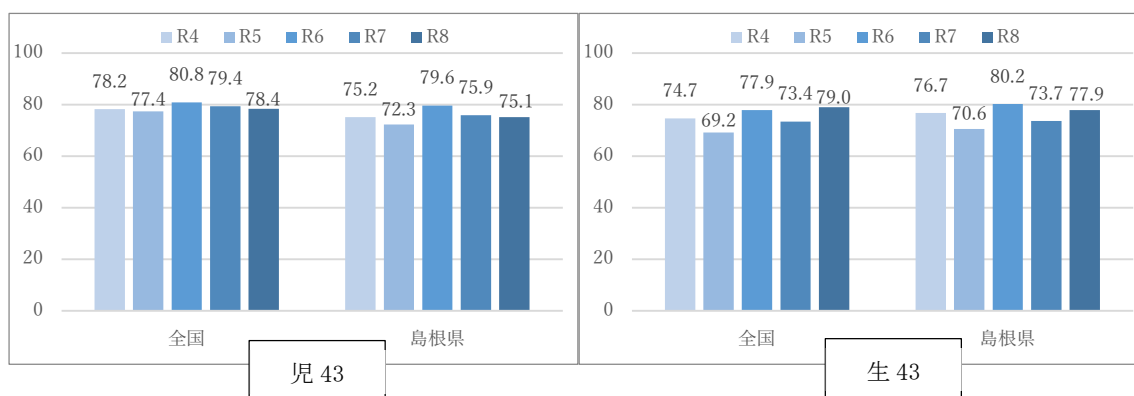
②算数・数学の勉強は好きだ



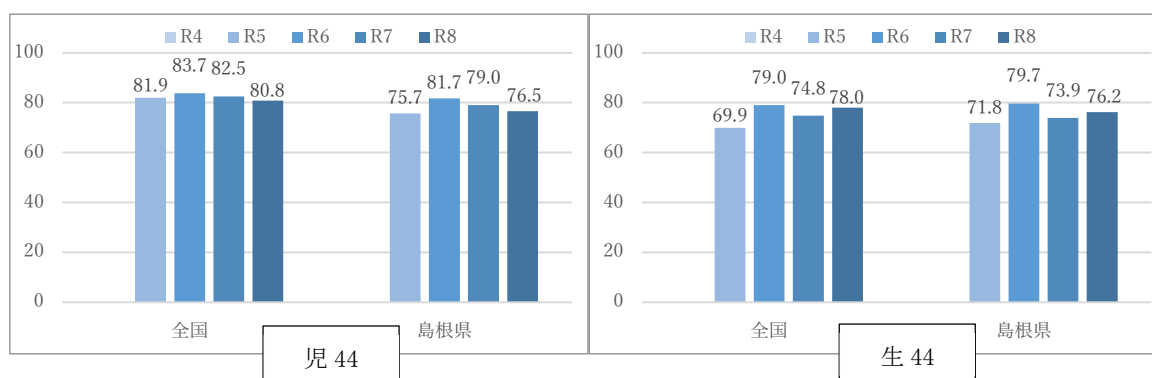
③英語の勉強は好きだ



④学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている



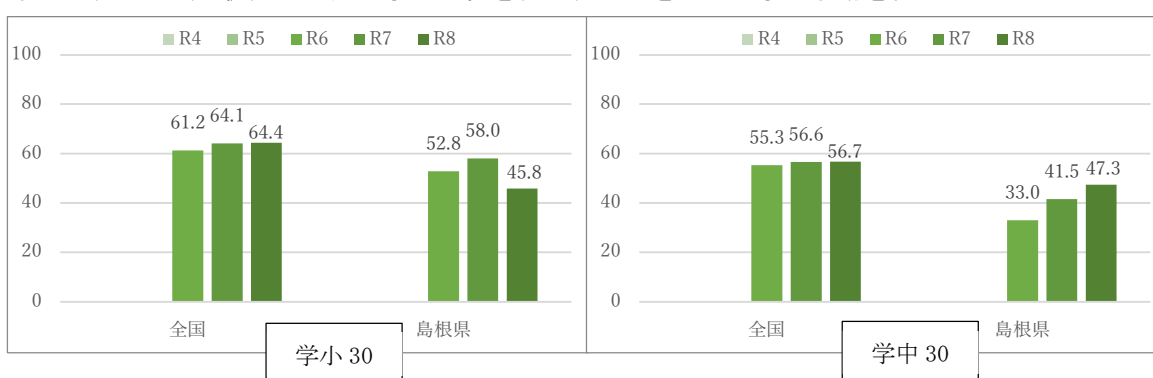
⑤授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う



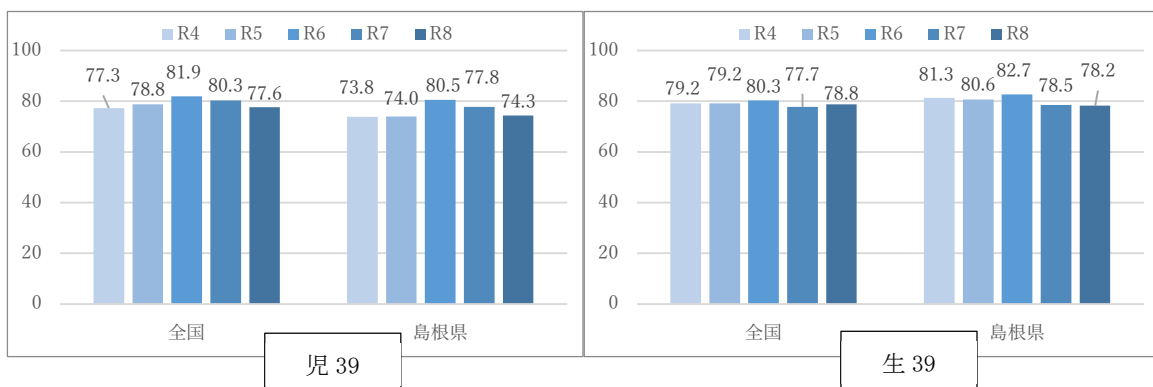
⑥児童〔生徒〕は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができる



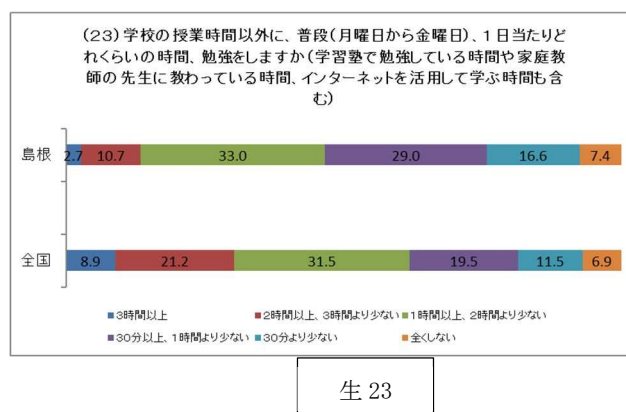
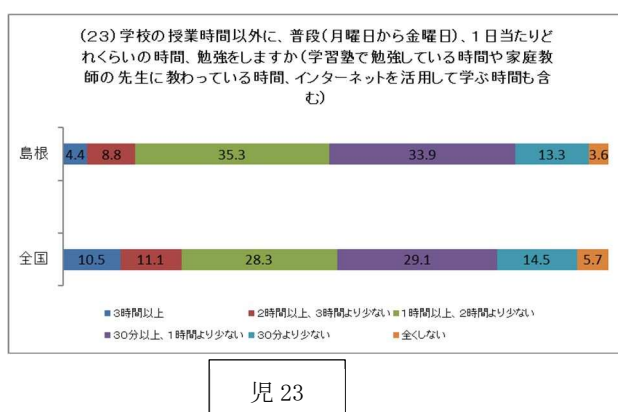
⑦授業では、児童〔生徒〕が自分で学ぶ内容を決め、計画を立てて学ぶ活動を行っている



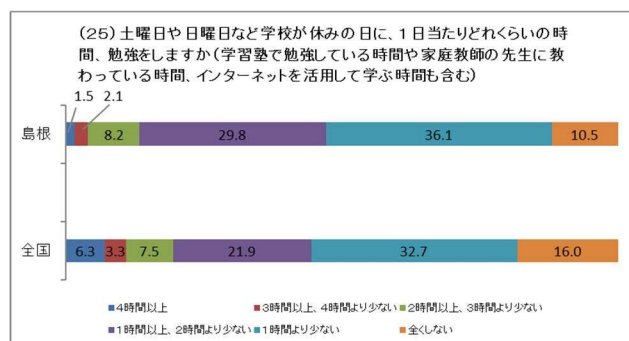
⑧授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた



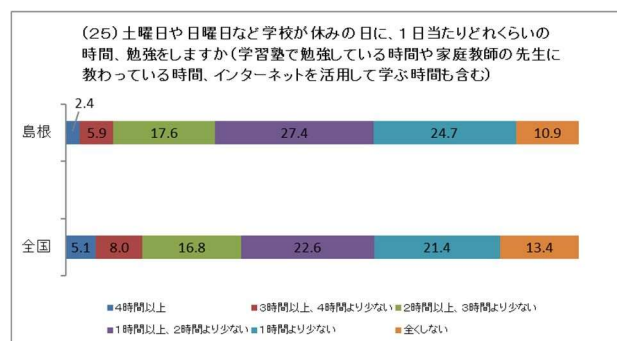
⑨学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）



⑩土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしているか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）

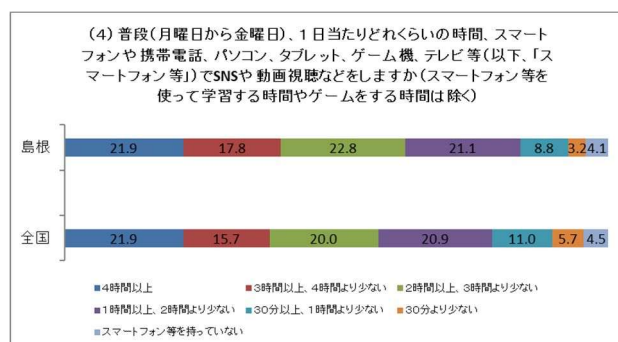


児 25

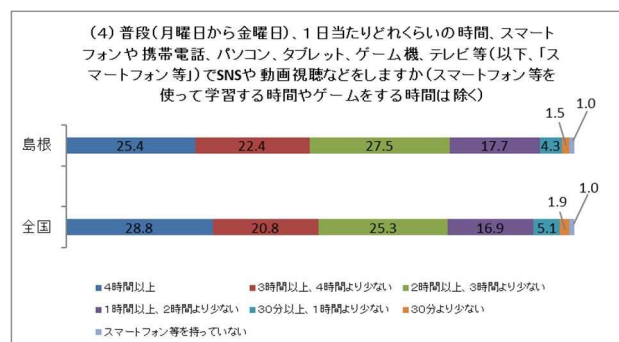


生 25

⑪普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンや携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、テレビ等（以下、「スマートフォン等」）でSNSや動画視聴などを行っているか（スマートフォン等を使って学習する時間やゲームをする時間は除く）

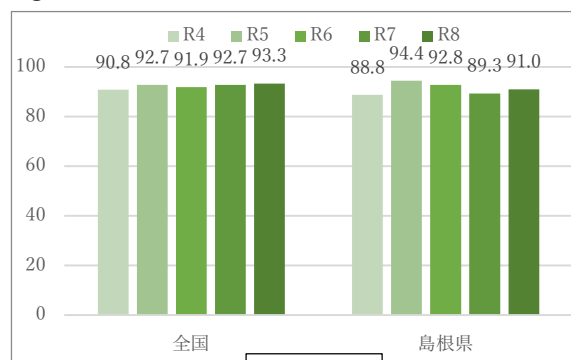


児 4

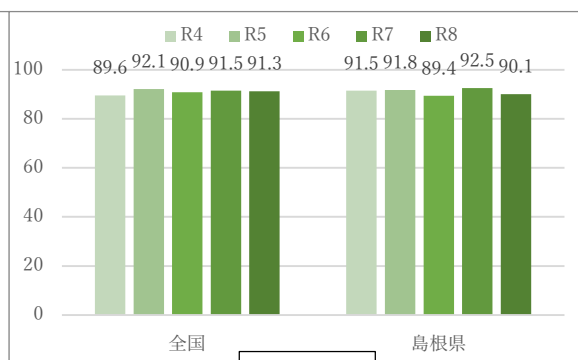


生 4

⑫総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしている

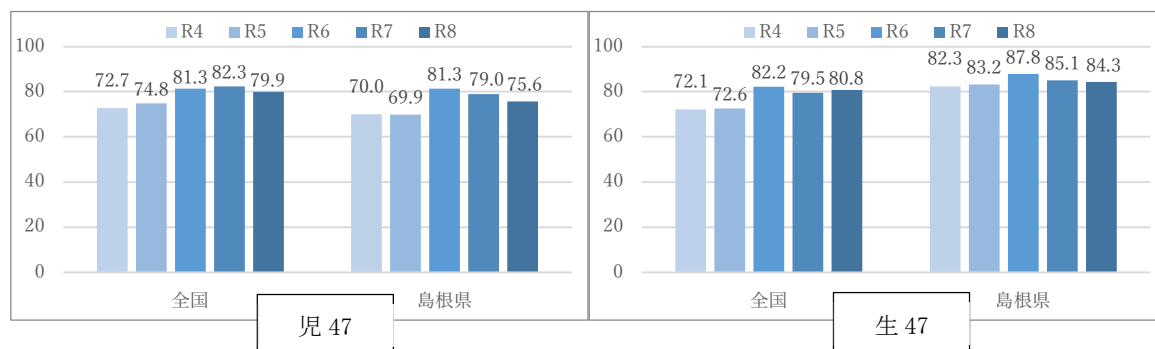


学小 39

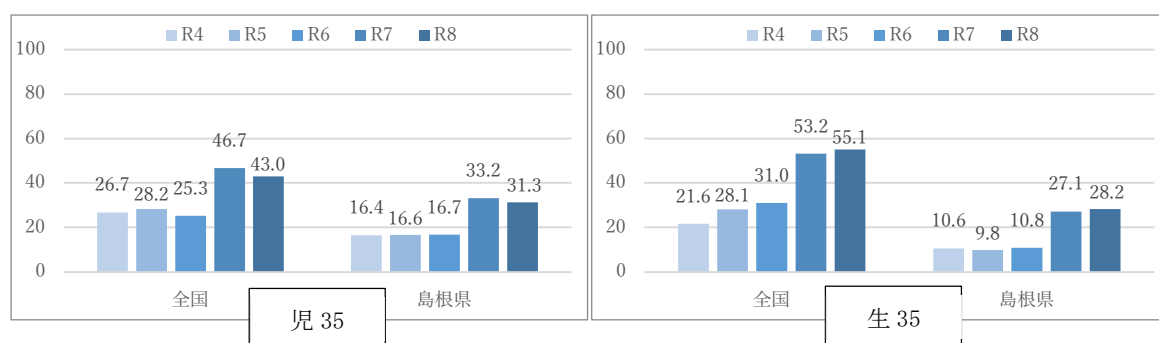


学中 39

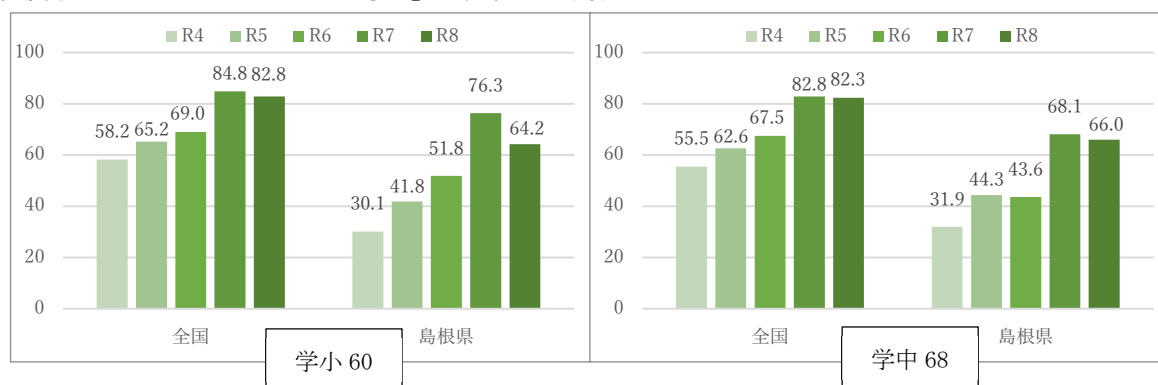
⑬総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる



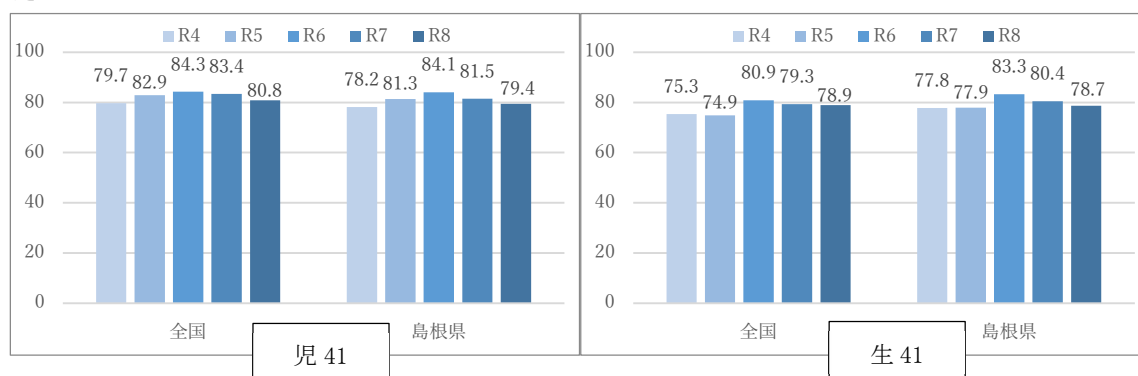
⑭5年生まで〔1, 2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用していたか ※「ほぼ毎日」と回答した割合



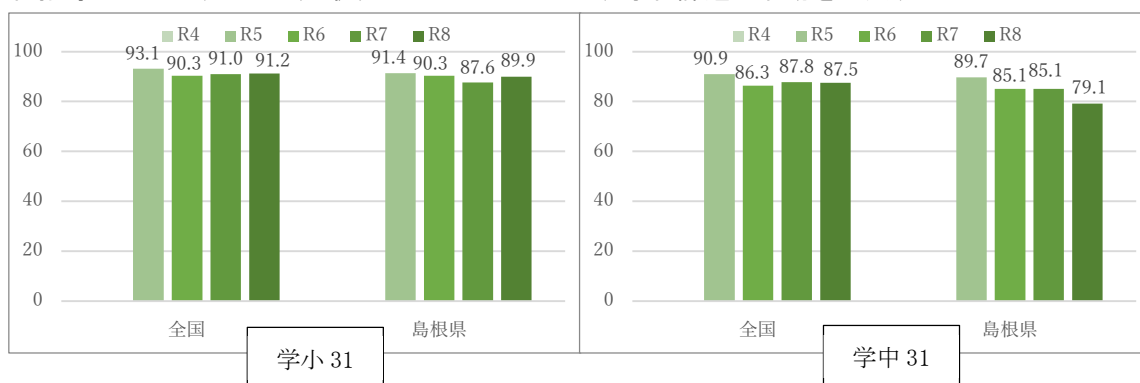
⑮あなたの学校では、児童〔生徒〕一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用していたか ※「ほぼ毎日」と回答した割合



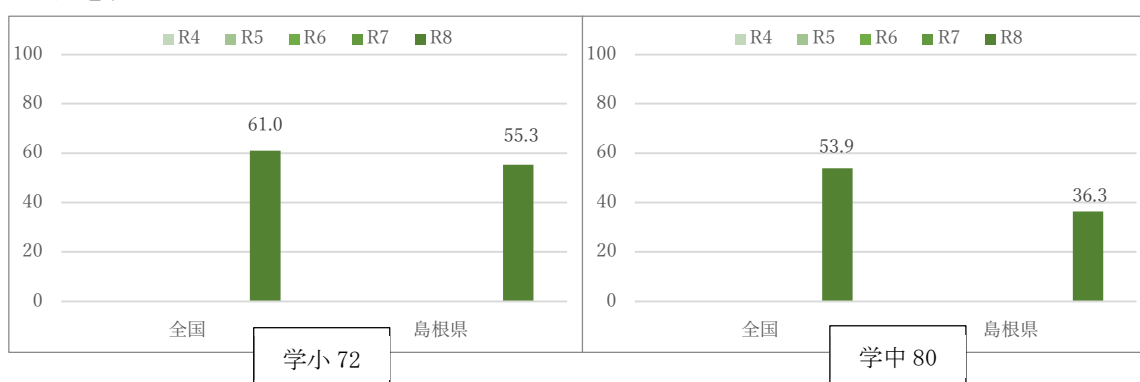
⑯5年生まで〔1, 2年生のとき〕に受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた



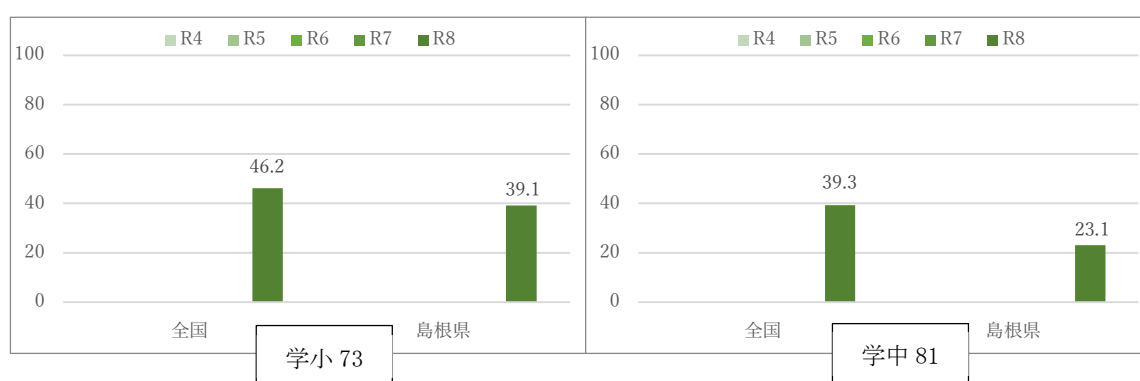
⑰学習指導において、児童〔生徒〕一人一人に応じて、学習課題や活動を工夫する



⑱前年度までに、調査対象学年の児童〔生徒〕に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童〔生徒〕も含めた、多様な児童〔生徒〕が通常の学級に在籍していることを前提に、学級全体での指導の工夫を行っていたか



⑲前年度までに、調査対象学年の児童に対する授業の中で、発達障がいを含む障がいのある児童に対する個に応じた指導内容や指導方法の工夫として、当該児童が学習活動を行う場合に生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を講じましたか



V 今後の取組

- 1 県教育委員会と市町村教育委員会が連携・協力し、全国学力・学習状況調査の結果分析に基づき、第2期しまねの学力育成推進プランの令和8年度重点アクションを実行する。

アクション1 問題発見・解決能力を育む授業

- ・「学びの過程」として、①「問い」をもつ ②課題の設定 ③課題の追究 ④まとめ・表現 ⑤取組の振り返り・価値づけ、という流れの中で、学んだことを意味づけし、既得の知識や経験と、新たに得た知識を活用することで、「思考力、判断力、表現力等」を高める。また、児童生徒が自分で「学びの過程」を活用できるようにする。

アクション2 全国学力・学習状況調査を活用した授業改善

- ・全教員が全国学力・学習状況調査の問題を解き、ねらいや意図を丁寧に読み取ることで、学習指導要領が求める授業の具体像をイメージする。各設問が「学びの過程」のどの段階にあたるかを意識し、授業づくりの視点を得る。こうした分析に基づき、全教科・全学年で授業改善に向けた具体的な取組を進める。
- ・自校の調査結果の解答類型から児童生徒のつまずきの要因を把握し、授業改善策と評価方法を協議する。これらを踏まえて改善に向けた授業を実施し、具体的な評価問題等で改善状況を検証する。

アクション3 一人一台端末を活用した授業

- ・クラウド環境を活かし、自分の考えを分かりやすく伝え、リアルタイムに友だちと共有したり比べたりする、思考ツール等で情報を整理するなど学習場面を工夫し、情報活用能力を育成する。
- ・クラウド環境を活用して、めあて、振り返り、考えや発表をリアルタイムで共有や比較をし、主体的・対話的で深い学びを充実させる。
- ・各学校での改善を図るため、国が集約している好事例等を、教育情報紙やしまねの教育情報 Web 等を通じて情報提供する。

アクション4 子どもが学び方を選択できる授業

- ・肯定的な言葉がけによる多様さを認め合う風土づくり、発問・指示等の可視化、必要最小限の情報に絞った教室の整理整頓による学習に集中できる環境づくりを通して、ユニバーサルデザインの視点で誰もが学びやすい環境を整える。
- ・学び方や学びにくさの背景を探ったり、教職員同士で話し合ったり、子どもや保護者に尋ねたりすることで、授業に学びにくさはないか振り返る。
- ・達成可能な目標、学び方や進度、自分に合った理解や表現の手段など、学びのオプション（選択肢）を用意する。

2 県教育委員会の取組

- ・学力育成会議等で市町村と学力育成の取組について協議するとともに、各市町村・学校の取組や成果等を共有する。
- ・「全国学力・学習状況調査」、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」、「英語教育実施状況調査」等で学力育成に係る市町村の状況を把握し、支援を行う。
- ・学校全体で組織的に授業改善が進められるよう、調査結果の分析方法や今後の取組の設定等について、学校訪問を通じた支援を行う。また、小学校理数教科指導力向上プロジェクトにおいては、小学校算数に関し、全国学力・学習状況調査の課題を分析し、授業や家庭学習で活用可能な評価問題や授業プランを提供する。
- ・小学校低学年段階からの学習のつまずきを把握し、授業改善や学習支援に生かすための「学びの基盤に関する調査」を実施し、学年・教科・単元等での指導・支援の事例を普及する。
- ・全国学力・学習状況調査から見られた課題に基づく今後の授業づくりのポイントについて、説明動画、各教科等の指導の重点及び授業チェックリストを作成し、各学校に配信・配付するとともにそれらの活用を促進する。

特別支援学校給食費の単価改定について

1 現状と課題

- ・ 特別支援学校には幼稚部から高等部まで幅広い年齢の児童・生徒が在籍しているが、単価設定は、年齢や学部にかかわらず一律 351 円に設定されている。
- ・ 年齢による喫食量の差が考慮されておらず、保護者の費用負担について、公平性の観点から課題がある。

2 給食費単価設定の改定

現状の課題に応じ、単価設定を改定する。

【見直しポイント】

(1) 物価高騰の影響

現在の単価設定 351 円は、平成 26 年度から適用されており、自校調理の場合、各学校は単価設定の範囲内で食材や調理方法を工夫し給食を実施しているが、物価高騰前は単価設定の範囲内で適正に実施ができていたことを踏まえ、算出の基礎は現行の 351 円を適用したうえで、物価高騰前からの物価指数の上昇率を加味

(2) 年齢による喫食量の差

学校給食法等による学部別の給食摂取基準カロリーにより按分し、学部別の単価を算出する。

【単価設定】

学部	R8	R9 (案)	差 (R9-R8)
幼稚部	351円	284円	▲67円
小学部 ※()は給食費負担軽減分	407円 (310円)	378円 (310円)	▲29円 (0円)
中学部	351円	481円	+130円
高等部・専攻科	351円	499円	+148円

3 給食費単価引上げにかかる激変緩和措置について

R 9 年度の改定で単価が上がる中学部及び高等部・専攻科に対して激変緩和として経過措置を設ける。

【経過措置の内容】

(R 9 年度)

R 9 年度改定後の単価と現行単価との差額の 2 / 3 を支援

(R10 年度)

単価設定の見直しの有無は毎年度検討することとし、

R10 年度の改正単価と R 9 年度の支援後単価の差額の 1 / 2 を支援

部活動の遠征における移動の安全確保について

1 背景・経緯

- ・ 令和8年5月、新潟県の私立高校の運動部が遠征のため福島県に向かうマイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- ・ 事故に至る経緯については学校と交通事業者で認識が異なり、現在も捜査中であるが、「学校の管理職が遠征を把握していなかった」「引率教員がバスに同乗していなかった」「バス手配の契約書等が交わされていないなかった」ことなどが確認されている。
- ・ これを受けて国においては、文部科学省と国土交通省による連絡会議を開催して6月末に移動の安全確保のための対策を取りまとめ、都道府県教育委員会等へ通知

2 国が取りまとめた対策の要旨

- ・ 部活動における移動手段については、「地域の実情等に応じて様々な移動手段の利用が考えられる」とされており、公共交通機関以外の主な移動手段として「貸切バス・タクシー等」「スクールバス」「自家用車」「レンタカー」などが挙げられている。
- ・ これらの移動手段を利用した遠征における「ガバナンスの徹底」や「適切な事業者選定と契約」など、安全確保のためのルールや手続の強化策が示されている。

3 県の「部活動の遠征における移動の安全確保」の概要

- ・ 国の安全確保対策を踏まえて以下のとおり県の対策を取りまとめ、9月10日付けで県立学校等へ通知

(1) 遠征の必要性

- ・ 生徒、保護者、顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会、練習試合等の必要性を十分に精査

(2) 移動手段

- ・ ①公共交通機関、②貸切バス・タクシー等、③学校管理自動車、④レンタカー（運転業務を委託する場合に限る）、⑤自家用自動車、から利用を検討
- ・ 利用可能な範囲で、①②の利用を優先して検討
- ・ 学校管理自動車及びレンタカーについては、関係法令で認められる事業者等に運転業務を委託できる。この場合、利用の優先順位は①②と同様に扱うことができる
- ・ 教育職員等（教育職員、部活動指導員又は地域連携指導員）がレンタカーを運転する場合は、生徒同乗を原則認めない。ただし①～⑤の移動手段が確保できず、事前に県教委の承認を得た場合に限り認める
- ・ 学校が保護者会等に生徒の移動手段の提供を依頼することは禁止

(3) ガバナンスの徹底

- ・ 安全確保の措置を担当者任せにせず、組織として対応
- ・ 遠征計画について、書面等による校長の事前承認及び保護者への事前連絡

(4) 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- ・ 法令に基づく許可・登録等を受けた交通事業者であることを確認するなど適切に選定
- ・ 書面により契約内容を明確化し保存
- ・ 貸切バス等の利用に当たっては「安全確保に関するチェックリスト」により、上記内容等を満たしているか確認
- ・ 学校管理自動車又はレンタカーの運転業務を委託する際には、学校自らの責任で、関係法令で認められる事業者等に直接依頼（レンタカー会社を通じた運転者手配は不可）

(5) レンタカーでの契約の在り方

- ・ レンタカー利用の場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず、学校自らが借受人となってレンタカー事業者と契約
- ・ その際、実際に運転する可能性がある全ての者を契約書面に運転者として明記

(6) 学校管理自動車、自家用自動車、レンタカー利用時の「安全管理チェックシート」活用

- ・ これらを利用する場合、「安全管理チェックシート」により、事前に運転者の資格や自動車の安全性、任意保険の加入状況等を、遠征当日に引率の実施やシートベルトの着用、運転者・自動車の状況等を確認

(7) 教育職員等の同乗

- ・ 生徒を引率する場合は、教育職員等が同乗

(8) 安全意識の向上等

- ・ 管理職は安全確保に関する啓発・研修等の実施や、教育職員等に対する研修参加奨励など安全意識の向上に努める
- ・ 現地集合等で保護者の自発的な送迎が想定される場合は、保護者に交通安全上の留意事項等の情報を提供